

第 6 次

勝山市障がい者福祉計画

計画期間：令和 7 年度～令和 11 年度



＊「障がい」、「障害」という表記について

本計画は、「障がい」で統一して表記します。なお、「障害者基本法」、「障害福祉サービス」、「奥越地区障害者自立支援協議会」など法令名や機関名など固有の用語については、「障害」と表記する場合があります。

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	
1-1. 計画策定の趣旨	
1-2. 計画策定の背景(国、県の動向)	
1-3. 計画の位置付けと期間	
1-4. 計画の策定体制と推進体制	
 第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状	 9
2-1. 人口と障がい者(児)の推移	
2-2. 身体障がい者(児)の状況	
2-3. 知的障がい者(児)の状況	
2-4. 精神障がい者(児)の状況	
2-5. 難病患者の状況	
2-6. 障がい児(気かり児)の状況	
2-7. 障害福祉サービスの利用状況	
2-8. 各種給付等の状況	
2-9. 障がい者の就労・就学状況	
2-10. 住民意識調査	
 第 3 章 計画の基本的な考え方	 30
3-1. 計画の基本目標	
3-2. 計画の体系	
 第 4 章 主な施策と実施計画	
4-1. 障がい者(児)の福祉サービス・相談・支援体制の充実	 33
① 相談支援体制の充実	
② 在宅・施設・生活等のサービス等の充実	
③ サービスの向上と人材の確保・育成	
4-2. きめ細やかな保健・医療・教育の連携	 40
① 障がいの早期発見・早期支援	
② 精神保健・医療との連携	
③ 難病に関する施策の推進	

4-3.	豊かな生活のための自立支援	45
	① 就労支援と雇用の促進	
	② 経済的自立の支援	
	③ 障がい児の就学・放課後等の支援	
	④ スポーツ・文化活動を通じた生きがいづくりの推進	
4-4.	地域で支える基盤づくり	51
	① ボランティア活動の充実と地域での見守り活動	
	② 福祉教育の推進(心のバリアフリー・障がい者に対する理解)	
	③ 災害時における支援体制づくり	
4-5.	安全・安心できる生活環境の整備	55
	① 公共施設等のバリアフリー	
	② 交通・移動手段の支援	
	③ 情報通信における情報アクセシビリティの向上	
	④ 意思疎通の支援の充実	
4-6.	共生に向けた差別の解消と権利擁護の推進	59
	① 障がい者虐待防止の推進	
	② 成年後見と権利擁護	
用語説明		62
資料編	・住民意識調査(抜粋版)	65

第1章 計画策定にあたって

1-1.計画策定の趣旨

近年、障がいの重度化と障がいのある人の家族及び介護者の高齢化が進む中で、福祉ニーズは複雑・多様化しています。また、障害者基本法の理念「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の下、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

勝山市では、令和2年3月に「第5次勝山市障害者福祉計画」を策定し、障がい者・障がい児の福祉サービス等に関する施策を推進してまいりました。

第5次勝山市障害者福祉計画が策定されて（令和2年度）以降、法律の面からも様々な分野で環境が変わってきており、障がい者の権利保障、雇用の促進、生活支援の充実などが重要なテーマとして取り上げられました。

令和3（2021）年6月には、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別解消の推進に関する法律）」が改正され、事業所による障がいのある人への合理的配慮が義務付けられ、令和6（2024）年4月に施行されました。そして、令和3（2021）年9月に医療的ケア児やその家族に対する支援に関し、国や地方自治体の責務を定めた「医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）」が施行されました。また、令和4（2022）年5月には、障がい者による情報の取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」が施行されました。ほかに、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を趣旨として、令和4（2022）年12月に「児童福祉法」が改正され、令和6（2024）年4月に施行されました。また、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」等の改正により、本人の希望に応じてその人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を推進します。

障がい者が地域社会で自立し、平等に参加できる社会の実現に向けて、法制度の整備が進んでいる状況です。

今回、令和5年度に障がい者・障がい児の保護者を対象に住民意識調査を行い、またこれまでの障がい福祉に関する支援の取組の評価・検証等を行った上で、国の「障害者基本計画（第5次）」と「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」に係る基本方針及び「第7次福井県障がい者福祉計画」の内容を盛り込んだ「第6次勝山市障がい者福祉計画」を策定しました。

勝山市の基本的な考え方として、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが

相互に人格と個性を尊重し差別もなく、支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進します。

1-2. 計画策定の背景（国、県の動向）

国内の取り組み

「完全参加と平等」をテーマとした昭和57（1982）年の国際障害年以降、今日に至るまで日本の障がい者・障がい児福祉は大きく変化しました。

平成14（2002）年には、平成5（1993）年に改正された「障害者基本法」に基づく「障害者基本計画」（以下「旧基本計画」という。）を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の下、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努め、その間、「障害者権利条約」の締結に向けて、条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。

平成16（2004）年には、発達障害者支援法の制定、平成17（2005）年の障害者自立支援法の制定、平成18（2006）年に改正「教育基本法」及び「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」が制定されました。

平成23（2011）年の「障害者基本法」の一部改正では、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいういわゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

平成24（2012）年には、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年（2012）））」が制定されました。更に、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年（2013）））」が制定され、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年（2013））」等、さまざまな分野において法整備を行ってきました。

これら一連の国内法の整備を経て、平成26（2014）年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、141番目の条約締結国となりました。

障害者権利条約締結後の取り組み

その後、障がいのある人の権利の実現に向けた取り組みが一層強化され、平成28（2016）年には、成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定、発達障害者支援法の一部が改正され、平成30（2018）年4月から改正された障害者総合支援法では、自立生活援助と就労定着支援を創設し、障がい者等が地域での生活を円滑に、そして安全に営むことができるようにするための法律となりました。同年児童福祉法により、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築が求められるようになりました。

また、令和元（2019）年の読書バリアフリー法の施行、令和2（2020）年の、障害者雇用促進法の改正法施行、令和3（2021）年の医療的ケア児支援法の施行、令和4（2022）年の障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、令和5（2023）年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和6（2024）年の改正「障害者差別解消法」の施行等、障がい者支援や障がい福祉の充実にに向けた取り組みが行われています。

▶▶▶政府障害者政策委員会における検討と第5次障害者基本計画の策定◀◀◀

内閣府の障害者政策委員会において、令和4（2022）年12月、「障害者基本計画（第5次）の策定に向けた障害者政策委員会意見」が取りまとめられ、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、令和5（2023）年3月に障害者基本計画（第5次）を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的な推進を図るものとなりました。

基本計画の調査審議が開始されるまでの間、障がい者施策の分野では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正は、令和3（2021）年6月に公布され、令和6（2024）年4月1日に施行されました。事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする等の大きな動きが見られました。

また、令和4（2022）年8月には、障害者権利条約の締約国として、国際連合ジュネーブ本部にて、「障害者権利委員会」による政府報告の審査が実施され、同年9月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

審査に際しては、「条約の実施を監視するための枠組み」である障害者政策委員会も、障害者権利委員会に対し我が国の取組の進捗状況や今後の課題に係る見解を提出するとともに、政府報告の審査にも参加し、国の施策の実施状況に係る説明が行われました。

福井県の取り組み

福井県は、令和5（2023）年3月に「ふくい共生社会実現プラン～第7次福井県障がい者福祉計画」を策定し、令和5年度から令和9年度（2023-2027）までの5年間の障がい者施策の基本理念や方向性及び障害福祉サービス等の見込量等を設定しました。本計画は、平成30年（2018）4月に施行された、「福井県共生社会条例」（障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例）の実施計画として位置づけられています。

この計画では、「全ての県民が個性や人格を尊重し支え合いながら安心して暮らし、一人ひとりが輝ける共生社会の実現」を基本理念とし、①共に生きる社会の実現②自分らしく活躍し、生き生きと生活する③障がい特性に応じて適切に支え合うための環境づくり④安全・安

心に暮らせるまちづくりの4つを基本目標に、障がい者の就労、障がい者の医療、障がい児の療育体制、発達障がい児者の支援体制、災害時の障がい者支援体制等の重点施策を推進した内容になっています。

障がい者施策に関わる国の主な法律・制度等

年	国の主な法律・制度等	概要
令和元年 (2019年)	「読書バリアフリー法」の施行	視覚障がい者等が、容易に書籍や文献にアクセスできるようにし、社会全体でバリアフリーの読書環境を整備する
令和2年 (2020年)	改正「障害者雇用促進法」の施行	障害者雇用率の引き上げ、事業主の雇用義務の強化、障がい者が働きやすい環境作りや支援体制の整備等
	改正「バリアフリー法」の施行	施設や道路のバリアフリー基準の見直し、公共交通機関のバリアフリー化の促進
	「電話利用円滑化法（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律）」の施行	聴覚障がい者や音声によるコミュニケーションに支障がある人々が、電話を円滑に利用できるように支援
令和3年 (2021年)	改正「障害者差別解消法」の施行	障がい者の社会参加を保障するため、差別禁止の範囲を広げ、合理的配慮の義務化や苦情処理の仕組みを強化
	「医療的ケア児支援法」の施行	医療的ケア児とその家族が日常生活を送るうえでの支援を充実させ、社会参加を促進
	改正「災害対策基本法」の施行	障がい者が災害時においても適切な支援を受け、安心して避難できる環境の整備を目指し、災害時の支援体制や対応を改善
令和4年 (2022年)	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行	障がい者が社会参加をするために必要な情報の提供やコミュニケーション手段を確保する
	国連「障害者権利委員会」による障害者に関する締約国審査	「障害者権利委員会」から、さらに障がい者の権利保障を向上させるための努力が求められた 社会全体での意識改革、障がい者の独立と自立を支援する政策の強化が重要な課題
令和5年 (2023年)	こども家庭庁の発足	児童発達支援や放課後デイサービスなどの児童福祉法上の障害児福祉サービスや、医療的ケア児への支援は「こども家庭庁」に移管された
	「障害者基本計画（第5次計画）」の策定	障がい者の権利が保障され、障がいの有無にかかわらず誰もが平等に生活できる社会の実現を目指す
	改正「障害者雇用促進法」の一部施行	障がい者雇用義務の強化、雇用率の引き上げ、障がい者雇用に関する支援措置の強化等
	改正「障害者総合支援法」の一部施行	難病患者等に対する適切な医療の充実、療養生活支援の強化等
令和6年 (2024年)	改正「障害者差別解消法」の施行	合理的配慮の提供等、事業者に対する義務の強化、障がい者差別の禁止等
	改正「障害者雇用促進法」の一部施行	障がい者の雇用機会の拡大、障がい者の雇入れ・雇用継続に対する相談支援等に対応するための助成措置を新設・拡充
	改正「障害者総合支援法」の一部施行	障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
	改正「児童福祉法」の施行	虐待防止、権利の尊重、支援体制の強化等、障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援を強化
	改正「精神保健福祉法」の施行	精神障がい者の支援体制の強化や地域での生活支援の充実

1-3.計画の位置付けと期間

計画の位置付け

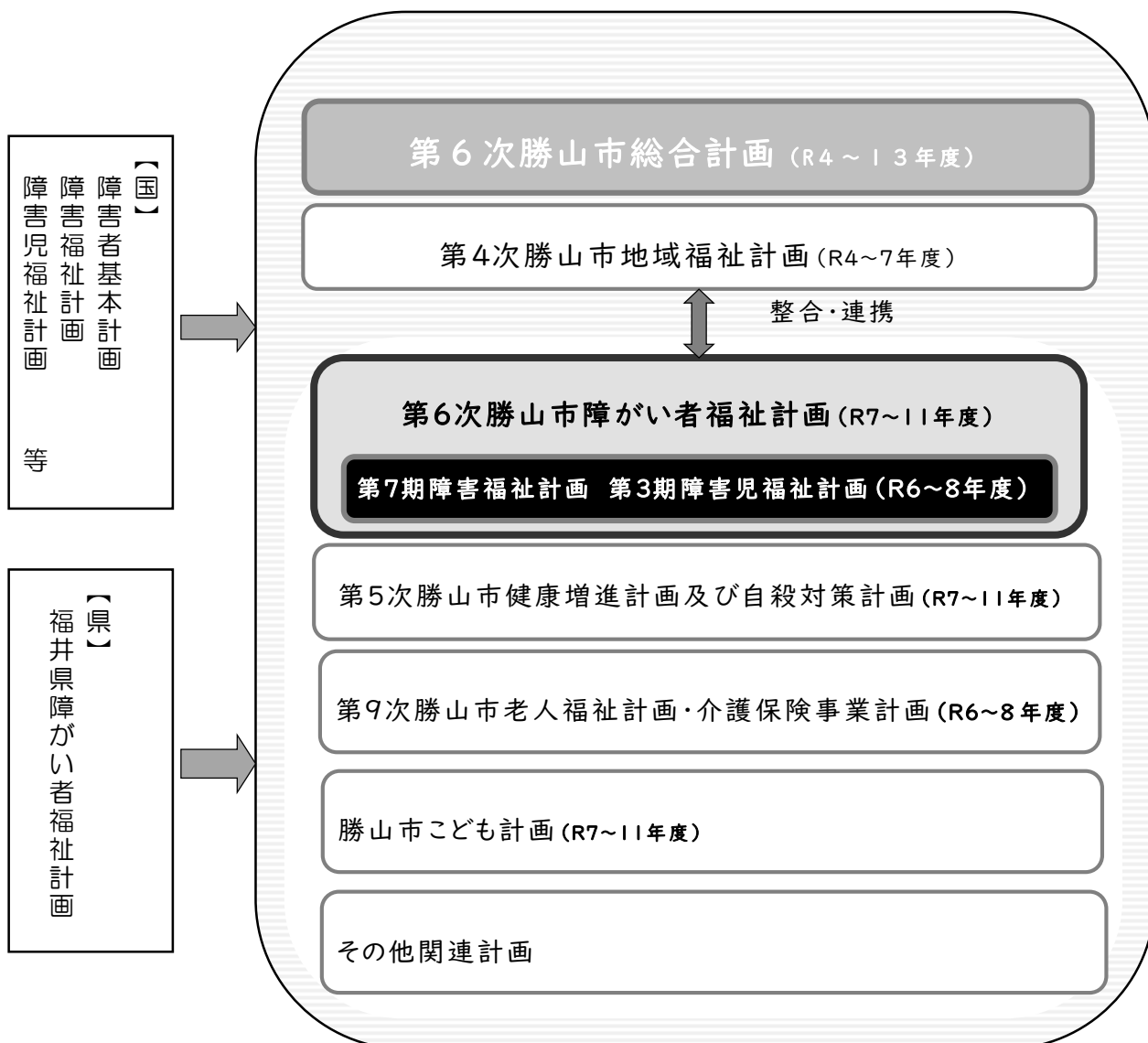
【法的位置付け】

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。

【国や県、市の各種計画との位置付け】

「障がい者福祉計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの計画は、勝山市の上位計画である総合計画や地域福祉計画、関連する勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画、勝山市健康増進計画及び自殺対策計画、こども計画、その他関連（まちづくり、防災）の計画と連携して推進されるものです。

諸計画との関係



計画の期間

障がい者福祉計画の目標期間は、令和7年度から11年度までの5年間です。

なお、障害福祉サービスの数値目標等（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。

計画の対象者は、障害者基本法に基づき、身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）及び難病患者とします。

各計画の年度推移

年度 計画名	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
障がい者福祉計画 (障害者計画) (障害者基本法 第11条第3項)	第5次				第6次					
障がい福祉計画 (障害者総合支援法 第88条第1項)		第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画 (児童福祉法 第33 条の20第1項)		第2期			第3期			第4期		

1-4. 計画の策定体制と推進体制

計画の策定体制

(1) 住民意識調査の実施

本計画の策定に先立ち、令和5年9月に住民意識調査を実施しました。

調査対象	①障害福祉サービスを受けている幼児・児童(0歳から17歳)の保護者
	②18歳以上の人で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ男女で要介護の認定を受けていない人
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	令和5年9月～令和6年1月
回収結果	①配布数：70人 回収数 21人 回収率 30.0%
	②配布数：550人 回収数 342人 回収率 62.2%

(2) 「勝山市障害者福祉計画検討会議」の開催

本計画の策定にあたり、「勝山市障害者福祉計画検討会議」を設置し、令和7年2月から令和7年3月まで計2回の審議を行いました。

この会には、障害福祉サービス事業者、民生委員の代表者、障がい福祉団体の関係者に委員として参画いただき、意見の集約を行いました。

(3) 庁内協議の開催

本計画の策定にあたり、課題と施策の方向性について、関係各課と協議を2回行いました。

(4) 計画素案の公表、市民からの意見募集

令和7年6月に、計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

○パブリック・コメントの実施内容

実施方法	・市公式ホームページに計画(素案)を掲載 ・勝山市福祉課、勝山市障害者生活支援センター、勝山市立図書館、各地区まちづくり会館及びコミュニティセンターにおいて計画(案)を閲覧
意見募集期間	令和7年6月27日(木)～令和7年7月31日(木)
意見の提出方法	書面の持参、郵送、FAX、電子メール
意見提出数	1名(意見総数：2件)

計画の推進体制

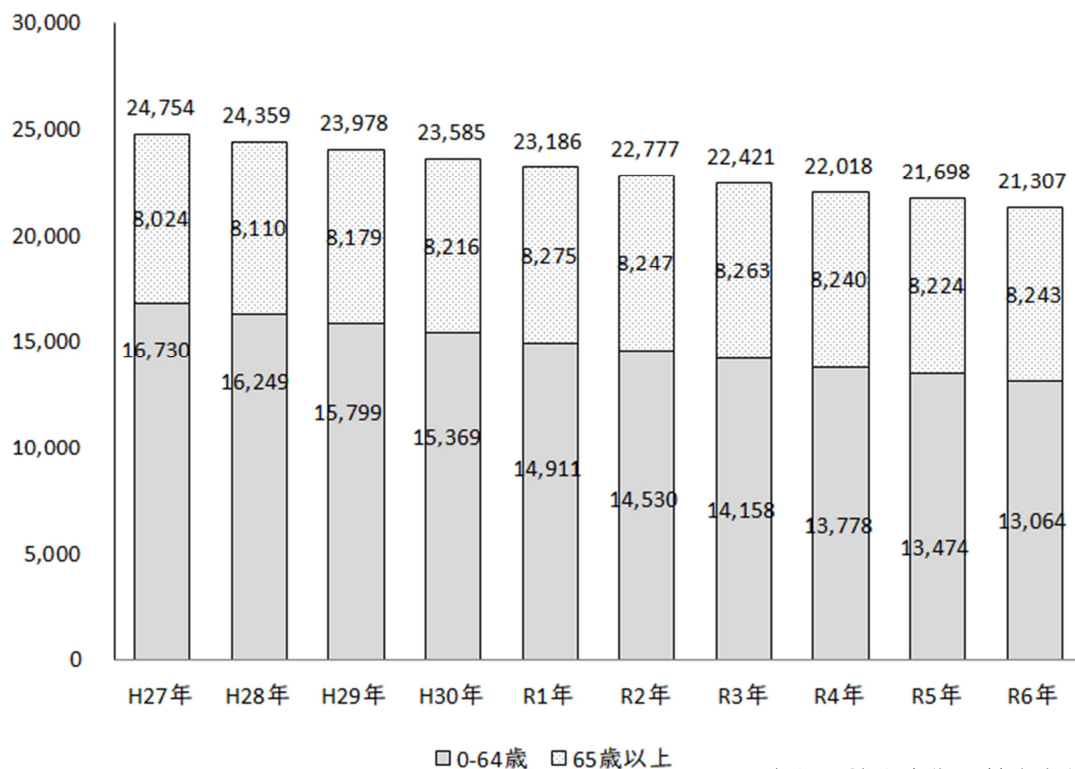
PDCAサイクルを導入し、障がい者等のニーズやサービス供給体制の現状と問題点を奥越地区障害者自立支援協議会等で検証しながら、障がい者等のニーズや社会経済状況等の変化を把握し、計画を必要に応じて見直すこととします。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

2-1. 人口と障がい者（児）の推移

(1) 人口の推移

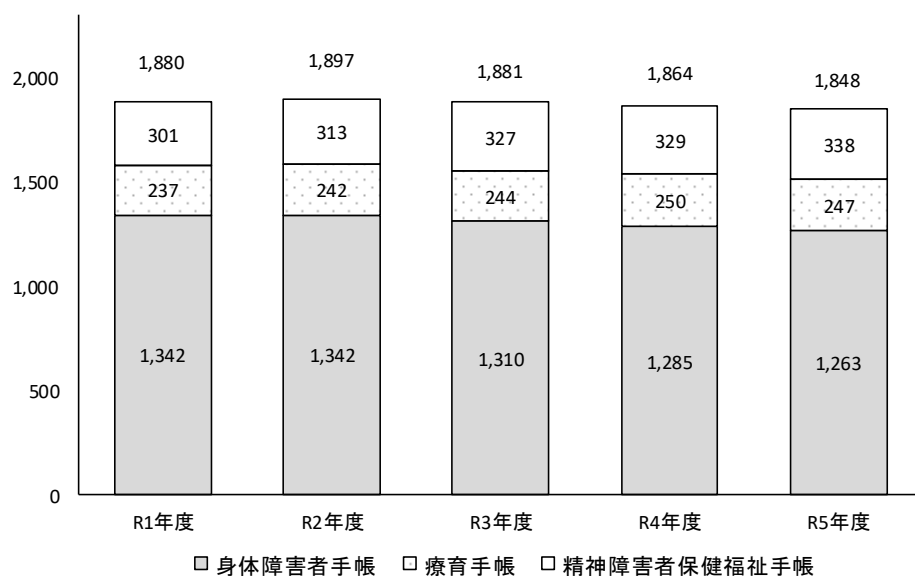
人口の推移をみると、年々減少しており、令和6年4月1日現在で21,307人となっています。



資料：勝山市住民基本台帳

(2) 障がい者（児）数の推移

障がい別手帳所持者の状況をみると、身体障害者手帳所持者数は、人口とともに減少傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向になっています。（重複含む）

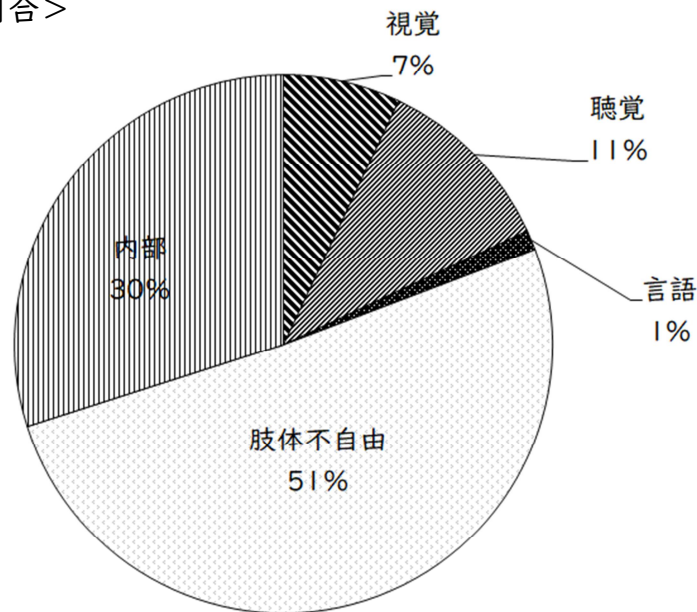


資料：
福井県障がい福祉課
勝山市福祉課

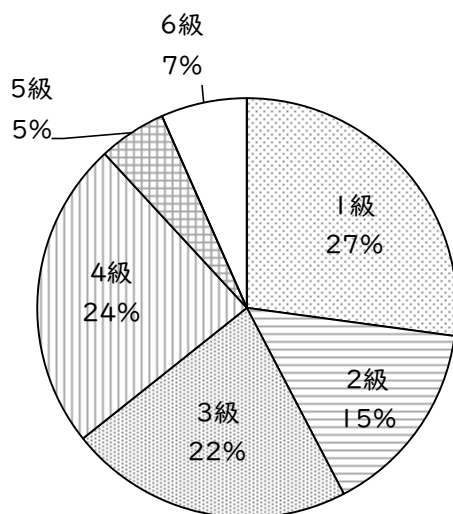
2-2. 身体障がい者（児）の状況

令和5年度では、身体障害者手帳所持者の障がい種別の割合は肢体不自由 51%、内部障がい 30%、聴覚障がい 11%、視覚障がい 7%、言語障がい 1%となっています。障がい程度別では1級が最も多く、1、2級で4割を占めています。手帳所持者の年齢構成では、65歳以上が8割近くを占めています。

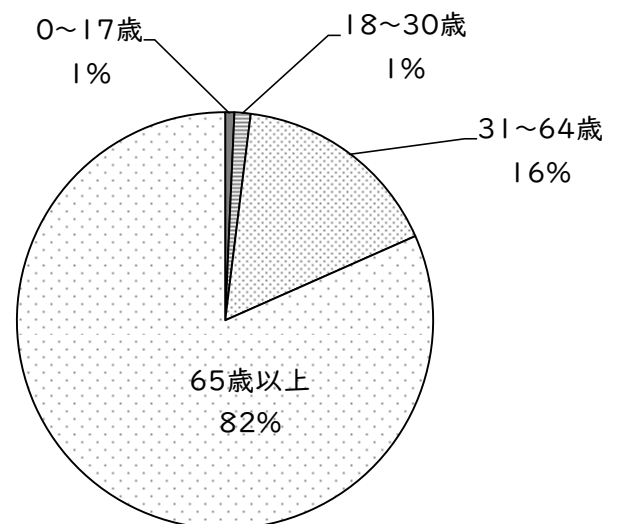
<障がい種別割合>



<障がい程度別割合>



<年齢構成別割合>



〈身体障害者手帳所持者の区分・等級別人数〉

区分／等級		Ⅰ級	Ⅱ級	Ⅲ級	Ⅳ級	Ⅴ級	Ⅵ級	計
視覚		27	29	7	6	15	5	89
聴覚		4	31	15	40	0	48	138
平衡機能		0	0	0	0	1	0	1
音声・言語・そしゃく		1	2	6	6	0	0	15
肢体不自由	上肢	56	45	38	21	19	11	190
	下肢	17	52	116	155	22	20	382
	体幹	17	24	11	0	9	0	61
	脳原性上肢	2	3	2	1	0	0	8
	脳原性移動	0	0	0	1	0	0	1
内部	心臓	129	4	58	19	0	0	210
	腎臓	80	0	10	2	0	0	92
	呼吸器	4	0	10	6	0	0	20
	ぼうこう・直腸・ 小腸・免疫	2	2	4	44	0	0	52
	肝臓	4	0	0	0	0	0	4
合計		343	192	277	301	66	84	1,263

自立支援医療の給付

○更生医療

身体障がい者が障がいの軽減を図るために、必要な医療に要する費用が支給されます。

給付の大半が、腎臓障がいによる人工透析となっていますが、令和３年度から減少傾向にあります。

入院・入院外 実人数

(単位 人)

区分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
心臓	0	0	0	0	0
視力	0	0	0	0	0
腎臓	30	29	30	27	19
聴力	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0	0
その他内臓	1	1	1	1	1
免疫	2	1	2	1	1
肢体	0	0	0	0	0
合計	33	31	33	29	21
費用額(円)	8,463,797	8,491,838	8,121,899	6,991,420	6,029,631

資料：勝山市福祉課

○育成医療

障がい児（障がいに係る医療を行わないときは、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できる児童に対して、生活の能力を得るために必要な医療費の支給を行うものです。障害者手帳の有無は問いません。

支援対象者数は少ないですが、ほぼ横ばいで推移しています。ほとんどが単年度の支援で終わっています。

入院・入院外 実人数

(単位 人)

区分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
心臓	1	0	0	1	0
視力	0	0	0	0	0
腎臓	0	0	0	0	0
聴力	0	0	0	0	1
音声・言語・そしゃく	1	2	4	2	1
その他内臓	0	1	0	0	0
肢体	0	0	0	0	1
合計	2	3	4	3	3
費用額(円)	194,531	186,362	388,226	339,644	380,061

資料：勝山市福祉課

2-3. 知的障がい者（児）の状況

本市の療育手帳所持者数は、ほぼ横ばいです。令和元年度と令和５年度を比較すると約1.04倍となっています。等級別では、B2の増加率が高い状況です。

令和5年度の療育手帳所持者を等級別にみると、B2が最も多く全体の34%を占め、次いでB1で32%となっています。

<障がい児、障がい者別療育手帳所持者数の推移>

各年３月３１日末現在

区分	R１年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
障がい児 （18歳未満）	19	19	25	25	26
障がい者 （18歳以上）	218	223	219	225	221
合計	237	242	244	250	247

資料：福井県障がい福祉課

<障がいの程度別療育手帳所持者数>

令和6年３月３１日末現在

区分	A1 （重度）	A2 （中度 +身体障がい）	B1 （中度）	B2 （軽度）	計
障がい児 （18歳未満）	4	0	5	17	26
障がい者 （18歳以上）	72	7	74	68	221
合計	76	7	79	85	247

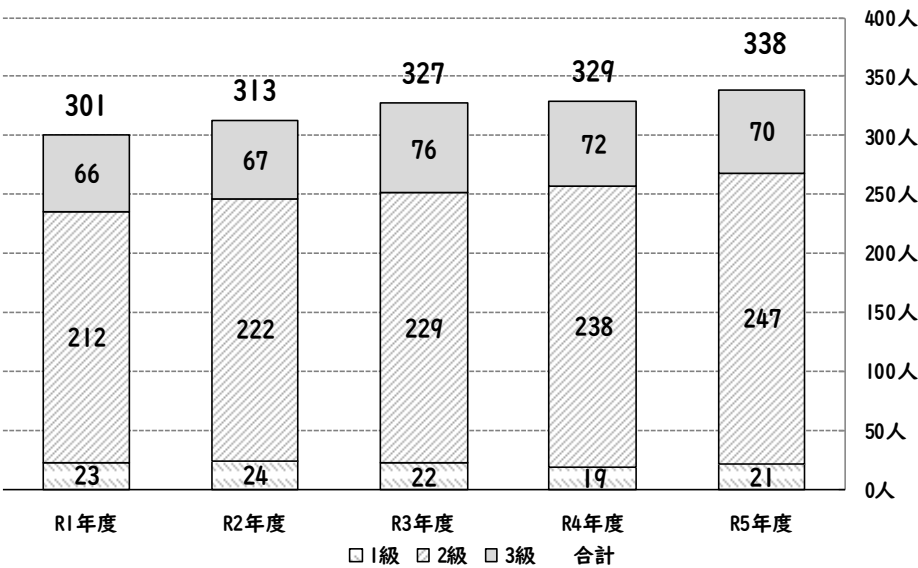
資料：福井県障がい福祉課

2-4. 精神障がい者（児）の状況

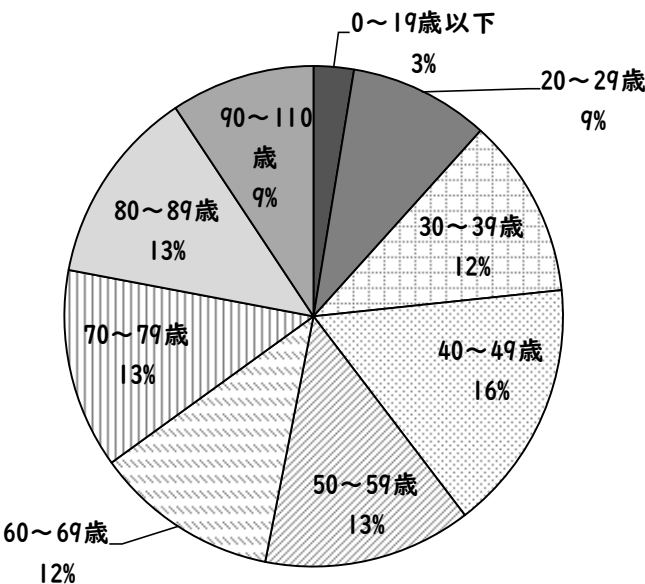
令和5年度の精神障がい者（児）の状況をみると、精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）交付の障がい程度は、2級が最も多く全体の73.1%を占めています。年齢別では、40代の割合が最も高くなっています。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付数は、令和元年度と令和5年度を比較すると約1.1倍になっています。また、自立支援医療費（精神通院医療）受給者証所持者数についても、令和元年度から令和5年度にかけて1.2倍程度となっており、精神障害者保健福祉手帳の交付数と同じような増加率になっています。

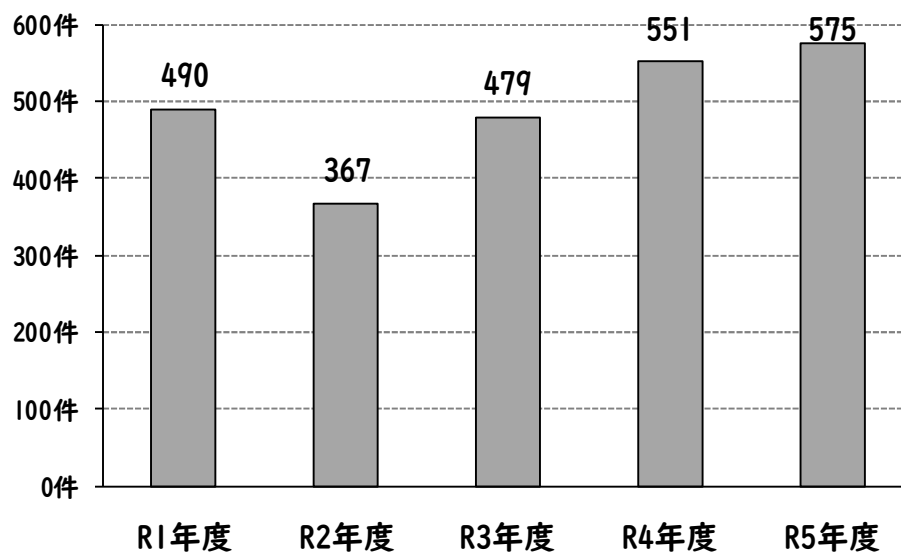
<精神障害者保健福祉手帳所持者数>



<年齢構成別割合>



<自立支援医療費(精神通院医療)受給者証所持者数>



資料：福井県障がい福祉課

2-5. 難病患者の状況

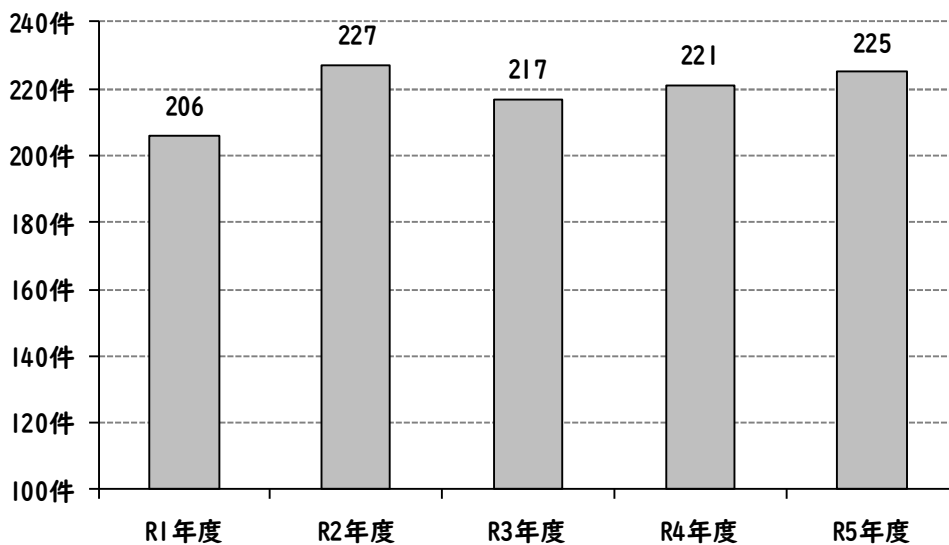
平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい者（児）に難病等が加わり、障害福祉サービス・相談支援等の対象となりました。

障害者総合支援法には、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されており、対象疾患は376疾患（令和7年4月から適用）となっています。そのうち、難病のため医療費の自己負担分の一部または全額の公費助成を受けることができる指定医療費の対象となる指定難病は、348疾患（令和7年4月現在）です。

以下の数字は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号：「難病法」）による特定医療費（指定難病）受給者証の交付状況の資料です。

令和5年度は、225人に特定医療費（指定難病）受給者証を交付しています。

<特定医療費（指定難病）受給者証交付者状況>



資料：奥越健康福祉センター

2-6. 障がい児（気がり児）の状況

平成28年8月に施行された「発達障害者支援法」の改正において、「発達障がい」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」として定義されています。

また、発達障がい者については、平成22年に改正された障害者自立支援法（現障害者総合支援法）及び平成23年に改正された障害者基本法で精神障がい者の一部として規定され、発達障がい者は障害者総合支援法によるサービス提供者の対象となっています。

○ことばと育ちの教室利用者数

ことばの発達等に遅れがみられる未就学児に対して、公認心理師によることばの訓練や療育指導を行っています。終了後必要な児童においては、専門的な医療機関等へつなぎます。

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実人数（人）	11	6	14	16	13

資料：勝山市福祉課

○放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ支援事業（障害児受入強化推進事業）

放課後対策として、市内の児童クラブ（児童センター）で障がい児の受け入れを行っています。

対象児：療育手帳または身体障害者手帳を所持する児童

特別児童扶養手当証書を所持する児童

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	2	3	3	3	4
実人数（人）	3	7	5	3	6

資料：勝山市こども課

○認定こども園・保育園での障がい児の受け入れ

中程度障がい児または、重度障がい児を受け入れる施設に対して、施設型給付費における療育支援加算の支給に加え、ふれあい保育推進事業や障害児保育推進事業などの補助を行うことで、障がい児の受け入れを推進しています。

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設数	10	10	10	10	9
実人数（人）	38	37	40	39	42

資料：勝山市こども課

○5歳児健診

市では1歳6か月、3歳児健診のほかに、平成26年度から、通園している保育士等の問診と保護者の問診を参考に、5歳児健診を実施しています。

令和5年度は、保健・福祉・教育分野が連携して、5歳児就学前相談会を実施しました。公認心理師や指導主事が個別相談を担当し、対象者全員が参加しました。

〈5歳児健診受診状況〉

年度	対象者数	受診者数	受診率（％）	診察結果								
				要指導	要観察					要治療	要精検	治療中
					社会性	多動傾向	理解面	発音のみ	その他			
R1年度	159	157	98.7	34	4	21	8	13	4	1	0	13
R2年度	154	150	97.4	27	1	10	13	13	3	1	0	6
R3年度	165	158	95.8	45	2	20	11	10	5	1	0	8
R4年度	140	139	99.3	14	0	14	9	10	10	0	0	13
R5年度	14	13	92.9	2	0	1	0	2	0	0	0	3

※令和5年度は5歳児就学前相談会として実施したため、4月のみの実績。

資料：勝山市健康体育課

〈令和5年度5歳児就学前相談会の状況〉

対象者数	参加者数 (参加率)	内 容
132	132 (100%)	①屈折検査（希望者のみ）②歯科衛生士による歯みがきミニ講座 ③就学準備の話 ④保健師による発達検査・相談 ⑤公認心理師・指導主事による個別発達相談 （希望者のみ）※17名が相談

資料：勝山市健康体育課

○発達相談会

幼児健診（1歳6か月、3歳、5歳）で要経過観察になるなど、気がかりな幼児とその保護者を対象に行う個別の相談会を開催しています。市から案内し、希望した方が参加しています。また、保護者からの相談を受けて利用をおすすめする場合もあります。

〈発達相談会実施状況〉

年度	回数	延人数	相談担当者
R1 年度	10	23	発達専門医のみ3回・臨床心理士のみ3回 言語聴覚士のみ3回・公認心理師のみ1回
R2 年度	9	18	発達専門医3回・臨床心理士3回・言語聴覚士3回
R3 年度	10	26	発達専門医3回・公認心理師3回・言語聴覚士4回
R4 年度	7	17	発達専門医2回・公認心理師3回・言語聴覚士4回
R5 年度	5	6	公認心理師2回・言語聴覚士3回

資料：勝山市健康体育課

○養育医療給付事業

医師が入院を必要と認めた赤ちゃんが、指定の医療機関で入院・治療を受ける際に医療費の負担を軽減する制度があります。

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
給付対象者数（人）	5	12	8	5	8
公費負担総額（円）	933,861	884,246	1,104,213	503,859	1,498,591

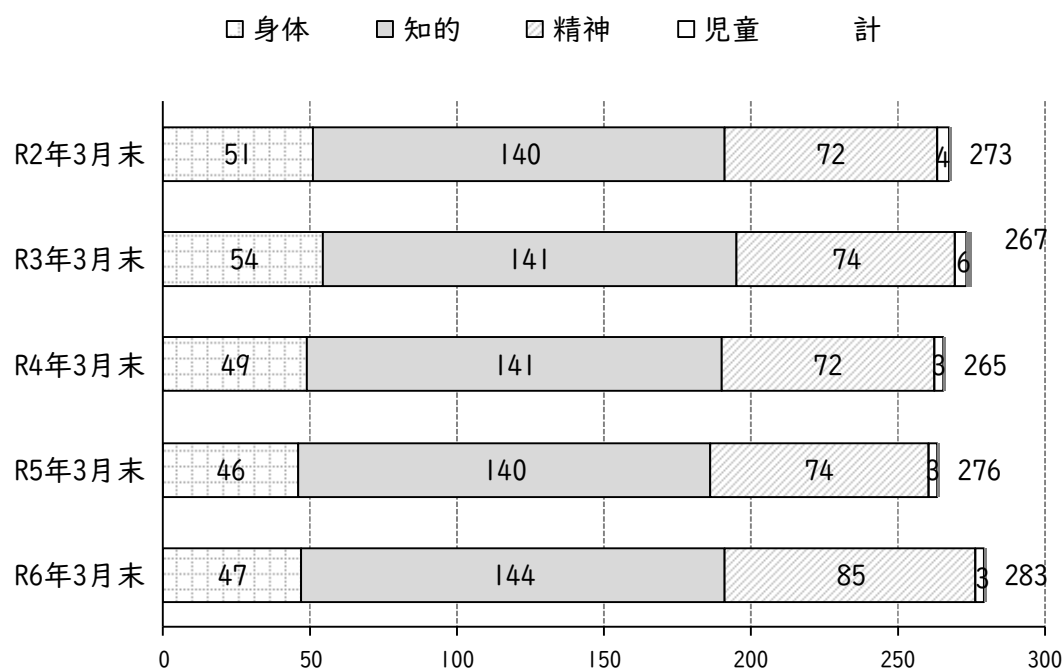
資料：勝山市健康体育課

2-7. 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの決定者数（利用者数（障がい児を含む））に大幅な増減はありませんが、支援区分の重い方「区分6」は年々増えてきています。高齢化に伴う障がいの重度化が予想されます。

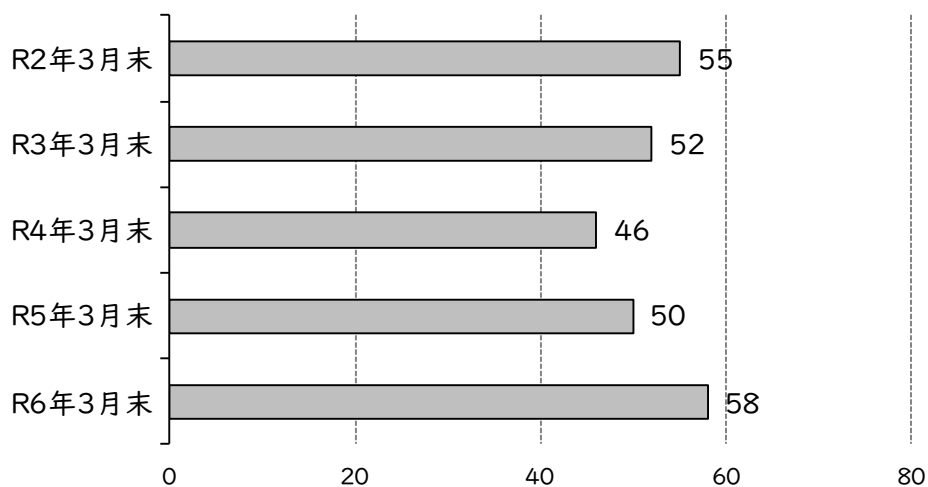
なお、障害支援区分が「区分なし又は非該当」の場合、就労系の通所サービスのみ利用できます。

<障害福祉サービス決定者数>



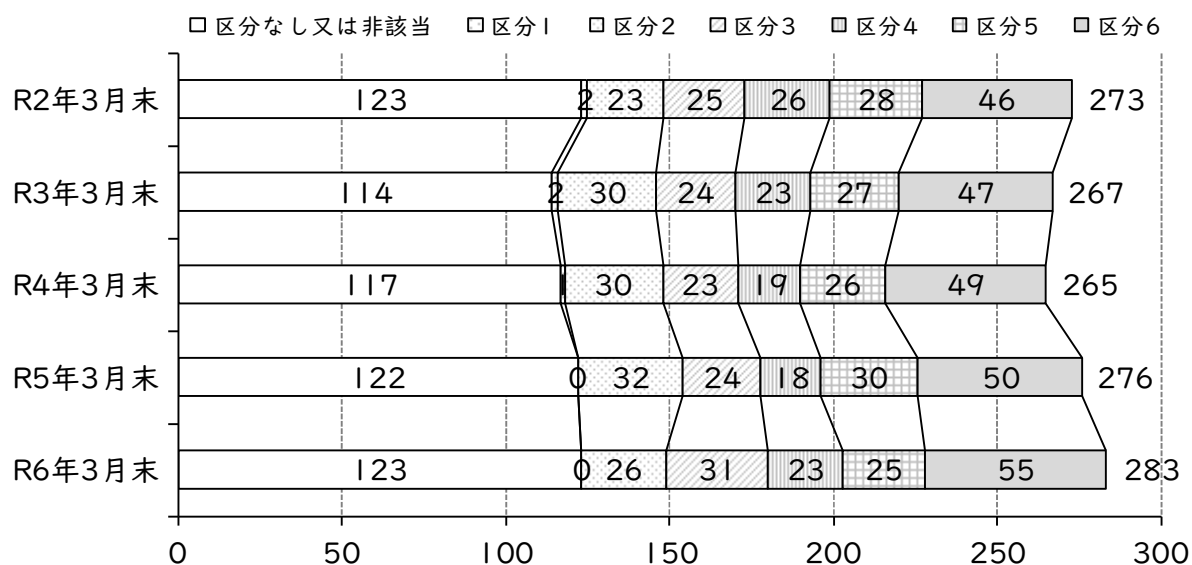
資料：勝山市福祉課

<障がい児の通所サービス決定者数>



資料：勝山市福祉課

<障害支援区分 決定者数>



資料：勝山市福祉課

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上 (通院等介助(身体介護を伴う)は区分2以上、かつ、他に該当条件あり)	短期入所	区分1以上
重度訪問介護	区分4以上 (他に該当条件あり)	生活介護	区分3以上 (50歳以上は区分2以上)
同行援護	身体介護を伴う場合は区分2以上 (他に調査項目・該当条件あり)	療養介護	区分5以上 (他に該当条件あり)
行動援護	区分3以上 (他に該当条件あり)	施設入所支援	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)
重度障害者等包括支援	区分6 (他に該当条件あり)		
グループホーム	提供されるサービス内容によって障害支援区分認定が必要		

(参考)障害支援区分認定が必要なサービス

<障害福祉サービス 年別請求金額（国保連支払い）>

（単位：円）

サービス種類	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護給付費 計	393,293,895	398,188,775	403,218,558	412,270,489	416,359,427
訓練等給付費 計	257,322,648	268,031,334	266,027,061	259,699,931	275,427,526
相談支援 計	10,099,442	11,137,945	10,781,628	12,040,441	12,016,455
障害者サービス合計	660,715,985	677,358,054	680,027,787	684,010,961	703,803,408
障害児サービス合計	25,766,922	21,972,168	26,718,121	27,302,902	31,856,446
療養介護医療費	2,828,322	3,740,555	4,173,372	4,740,486	4,300,716
総合計	689,311,229	703,070,777	710,919,280	716,054,249	739,960,560

障害福祉サービスの金額は、毎年伸びており、令和元年度と令和5年度を比較すると約 1.07 倍の伸び率になっています。

請求金額が増加している要因として、利用者数の増加、障がい者の重度化、報酬単価の見直し等が考えられます。

2-8. 各種給付等の状況

○補装具の交付・修理

身体障がい者（児）が日常生活上の能率向上のために必要な義肢、装具、補聴器、車椅子などを給付しています。身体障がい者の増加と福祉機器の開発の進展により、利用者のニーズは多様化するとともに、補聴器、オーダーメイドの車椅子の交付が増えています。

身体障がい者（児）

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
交付（件）	19	29	36	13	21
修理（件）	10	13	10	10	6
合計（件）	29	42	46	23	27
公費負担額（円）	2,716,508	5,041,339	5,584,374	2,768,896	2,751,501
自費（円）	108,489	231,785	319,148	24,688	118,511
総費用額（円）	2,824,997	5,273,124	5,903,522	2,793,584	2,870,012

資料：勝山市福祉課

○日常生活用具の給付

障がい者等（難病患者含む）が障がいにあった用具を給付すること等により、日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

特殊寝台や入浴補助用具・特殊便器・ネブライザー・透析液加温器・聴覚障がい者用通信装置・人工喉頭・ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）などの給付があります。

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
交付（件）	463	459	433	371	325
公費負担額（円）	4,669,277	4,891,361	4,503,922	3,541,799	3,091,807
自費（円）	235,330	202,465	238,028	206,725	246,796
総費用額（円）	4,904,607	5,093,826	4,741,950	3,748,524	3,338,603

資料：勝山市福祉課

○重度障害児（者）医療費の助成

重度の障がい児（者）（身体障害者手帳1級から3級、療育手帳の交付を受けている人で、知能指数50以下の人及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級の人で自立支援医療（精神通院）の給付を受けている人）が治療を要する場合に、その医療費を助成する「重度障害児（者）医療費助成」制度があります。

対象者数は、年々減少しており、助成件数についても令和3年度から減少傾向にあります。それに伴う重度障害児（者）医療費にかかる市の支出も年々減少している半面、一人あたりの1年間の助成金額の増減はありますが、令和3年度以降増加の傾向にあります。

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
対象人数（人）	1,129	1,112	1,101	1,028	974
助成件数（件）	23,149	21,779	22,188	21,532	21,372
助成金額（円）	119,314,297	111,186,199	107,753,513	101,923,303	100,839,879
一人あたり額（円）	105,681	99,988	97,869	99,147	103,532

資料：勝山市福祉課

○タクシー初乗り料金の助成

身体障害者手帳1級、2級（下肢、体幹又は視力障がい単独2級に限る）及び療育手帳A1又はA2、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者で、自動車税の減免を受けていない在宅者（児）に対し、年間初乗り料金のチケットを24枚交付しています。なお、車椅子又はストレッチャー常用者（児）に対しては、タクシー初乗り料金（上限額 690 円）のチケットを交付しています。

近年、支給申請者数・助成金額ともに減少傾向にありましたが、令和4年度からやや増加しています。これは、コロナ禍による外出控えや障がい者の高齢化による施設入所者の増加等が影響しているものと考えられます。

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
申請者人数（人）	91	66	70	53	56
助成金額（円）	558,940	468,910	427,010	457,370	476,700
一人あたり額（円）	6,142	7,105	6,100	8,630	8,513

資料：勝山市福祉課

2-9. 障がい者の就労・就学状況

○障がい者の就労状況

令和6年4月から障がい者の法定雇用率が、従業員数40人以上の事業所で2.5%に引き上げられ、法的側面からも障がい者の雇用を高める施策になっています。

令和5年度の奥越地区の企業の障害者雇用率の平均は、2.81%で84.8%の企業が法定雇用率を達成しています。（下記の表を参照）

奥越地区における障がい者雇用状況（人）

令和5年6月1日現在

企業の規模	企業数	法定基礎労働者数（常勤）	障がい者数			障がい者雇用数計	障がい者の雇用率（%）
			身体	知的	精神		
43.5人～99人の企業	20	1257.5	27.0	9.0	7.0	43.0	3.42
100人～199人の企業	6	918.0	23.0	6.5	2.0	31.5	3.43
200人～299人の企業	4	913.5	13.0	4.0	3.0	20.0	2.19
300人～499人の企業	2	655.5	10.0	2.0	2.0	14.0	2.14
500人～の企業	1	800.0	9.0	9.0	1.0	19.0	2.38
合 計	33	4544.5	82.0	30.5	15.0	127.5	2.81

資料：大野公共職業安定所

奥越地区における障害者雇用率と法定雇用率達成企業割合

<各年6月1日現在>

年度	障害者雇用率	法定雇用率達成割合
令和1年度	2.68 %	88.6 %
令和2年度	2.66 %	80.0 %
令和3年度	2.78 %	88.9 %
令和4年度	2.90 %	85.2 %
令和5年度	2.81 %	84.8 %

資料：大野公共職業安定所

○特別支援学校、特別支援学級等(勝山市在住)への就学状況

平成25年4月に奥越特別支援学校が開校し、長時間の通学などの負担が減り、勝山市内で特別な支援を有する児童生徒の教育の場ができました。

令和6年4月1日現在

種 別	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合 計
奥越特別支援学校	1	8	6	7	22
その他の特別支援学校	－	－	－	1	1
盲・ろう学校	－	－	－	－	－
合 計	1	8	6	8	23
(参考 R1 年度)	－	6	2	15	23

資料：勝山市教育総務課・奥越特別支援学校

○特別支援学校(勝山市在住)の卒業時の進路

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	合計
一般企業・公務員	－	3	1	－	－	4
進 学	1	1	－	－	－	2
就労継続支援 (A 型・B 型)	3	1	1	1	2	8
就労移行支援	1	－	－	－	－	1
自立訓練	1	－	－	－	－	1
生活介護 (通所)	2	－	－	－	－	2
入所施設	－	－	－	－	－	－
合 計	8	5	2	1	2	18

資料：勝山市教育総務課・奥越特別支援学校

2-10. 住民意識調査

住民意識調査の実施

勝山市では、地域福祉計画及び関係諸計画を策定するため、令和5年9月から令和6年3月にかけて住民意識調査を実施しました。調査は、「一般調査」、「健康調査」、「高齢者調査」などの7分類にわたり実施、その中で「障がい児調査」と「障がい者調査」を福祉課社会福祉係が担当しました。（参照：資料編）

住民意識調査結果等からみえる課題

【障がい児に関する調査】

勝山市内の障がい児の家族の方 70 人を対象に調査用紙を郵送し、「生活」、「医療」、「社会参加」の分野で34項目について質問しました。そのうち 21 人の家族の方から回答がありました。

（日常生活）

日常生活全般において、看護・介護（見守り）が必要と回答している人が多くみられました。「買い物・外出」の場面で、介護も必要としますが、回答者のうち、父母など家族内で看護・介護をしている人が、62.4%いました。将来は、現在の自宅等で、パートナー（配偶者など）、親や子どもと暮らすことがいいと思われる人が 66.6%でした。

児童であるゆえに、外出などは親族との自動車での移動が多くを占めますが、外出したときに、入口の段差が狭くて入店しづらい、買いたいものに手が届かないなどの不便を感じていると考えられます。

また、日常生活で健康や病気、住まいや食事・身の回り、仕事、人間関係などと悩みもさまざま悩みごとの相談先は親族が多くを占めています。

（医療）

「市内にかかりつけ医がいる」と答えた人が47.6%、「市外にいる」と答えた人が38.1%いました。「近くに診てくれる病院がない」、「医師や看護師、医療機関関係者とのコミュニケーションが円滑にできない」ことが困難に感じていると考えられます。

（社会参加）

地域の行事やスポーツ・文化活動には、80.9%の人が「参加したことはない」、「ほとんど参加しない」と答えており、その中で 41.2%の人が機会があれば参加したいと思われることがわかりました。参加されている人は、スポーツ活動に参加されています。参加しない人でも、家から近い場所で一緒に行ってくれる人がいれば参加したい、気軽に参加できる体制があればいいという人が多くいることがわかりました。

また、近所の人などに支援を受けてもいないし、手助けしてもらいたいことも特にないと

回答も多くみられました。

また、地域住民の障がい者理解はあまり進んでいないと思っている人が多いことから、住民と障がい児との交流を多くもつなどして、互いに理解をしていく機会が必要だと考えられます。

【障がい者に関する調査】

調査は、勝山市内の障がい者 550 人を対象に調査用紙を郵送し、「生活」、「医療」、「社会参加」の分野で38項目について質問をしました。342人から回答がありました。今回の調査において、身体・療育・精神の各種障害者手帳を所持している人のうち、介護保険の要介護認定者（要介護度が1から5の人）は除いています。（これらの人の意見は介護保険のアンケートに反映しています）

（日常生活）

何らかの看護や介護が必要な人は31.8%で、支援の内容としては「買い物や外出」が最も多く、続いて「金銭管理」、「交通機関の利用」となっています。また、看護・介護は配偶者・父母・子等を合計すると約 65%であり、家族内で介護等を担っています。

将来は、現在の自宅でひとり暮らしより、パートナー（配偶者など）、親や子どもと暮らすことを希望している人は58.8%でした。

20歳から64歳の年齢層の半数が働いており、働いている人の勤務先は、20歳から64歳までの半数以上が一般企業となっています。仕事に関する不安や不満はないと答えた人が最も多いですが、20歳から39歳までの若い世代に「人間関係」に不安や不満を感じている人が比較的多く、また、「賃金」や「勤務時間」など勤務条件に不安や不満を感じている人は、20歳代から50歳代、64歳まで年代が高くなるほど多くなる結果となっています。

外出の主な目的は「買い物」や「通院」が圧倒的に多く、続いて「仕事・学校」となっています。買い物や外食時に困ることとして、「特にない」と答えた人が最も多いのですが、「キャッシュレス方法に対応できない」、「メニューや商品表示がみにくい」、「買いたい物に手が届かない」などに困難を感じていると考えられます。

日常生活の上での不安や悩みとしては、「健康・病気」が最も多く、続いて「金銭等」、「災害時・緊急時の対応」となっています。不安や悩みの解消方法としては、「家族や友人など身近な人に相談する」ことを多くの人が選択しています。

（医療）

「市内にかかりつけ医がいる」と答えた人が62.3%、「市外にいる」と答えた人が26%いました。医療機関を利用して困っていることは、「医療費等に多額の費用がかかる」、「近くに診てくれる病院（診療所）がない」、「医療機関の職員とのコミュニケーションが円滑にできない」などと答えています。

（社会参加）

地域の行事やスポーツ・文化活動への参加については、「参加したことはない」、「ほとんど参

加しない」を合わせた参加に消極的な人は、67.2%でした。その中には、「機会や場所があれば参加したい」と答えている人もいます。また、一緒に参加してくれる人がいること、近くで行われていること、お知らせがあること、車での送迎があれば参加したいという回答もありました。「よく参加する」と「ときどき参加する」を合わせると25.8%で、内容としてはスポーツ、ボランティア活動、文化活動、レクリエーション、障がい者団体活動など多岐にわたっています。

近所の人や友人、ボランティアにしてもらいたいこととしては、特にない人が多いのですが、「大きな荷物の運搬や送迎」、「買い物など外出支援」などを希望していることがわかりました。

また、社会の障がい者理解を進めるために、「障がいのある人と接する機会を多く持つ」、「障がいのある人が積極的に社会参加すること」や「理解を深めるためのPR活動」、「学校での福祉教育」の必要性についての意見がありました。

第3章 計画の基本的な考え方

3-1. 計画の基本目標

【共通基本目標】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し差別もなく、支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進します。

【6項目の目標】

国の障害者基本計画（第5次）における「各分野における障害者施策の基本的な方向」、県の第7次福井県障がい者福祉計画を踏まえ、以下の6つの基本目標の下で各種施策を推進します。

基本目標1 障がい者（児）の福祉サービス・相談・支援体制の充実

障がい者（児）が地域社会において安心して自立した生活を営むためには、相談支援事業所を中心に、地域で関係機関が連携して相談支援を行うことが重要です。障がい者（児）の意向を尊重し、障がいの種類や程度などに応じた支援をするため福祉サービスの充実と計画的利用ができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

基本目標2 きめ細やかな保健・医療・教育の連携

障がい者等が身近な地域で必要な支援を受けられるように保健・医療・教育等の関係機関がきめ細やかに連携を図っていきます。

基本目標3 豊かな生活のための自立支援

障がい者（児）が地域で自立し豊かな生活ができるように、インクルーシブ教育の理念を念頭に、障がい児の就学、そして障がい者（児）の雇用・就業などの経済的自立を支援するとともに、障がい者（児）の文化芸術活動・スポーツ活動を通じた生きがいづくりを支援していきます。

基本目標4 地域で支える基盤づくり

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいに対する正しい認識を広めるための福祉教育や学習活動、啓発活動を充実するとともに、ボランティアの育成と活動の充実及び地域における支援体制づくり、そして、自主防災組織を中心とした、災害時における避難行動要支援者に対する取り組みを推進します。

基本目標5 安全・安心できる生活環境の整備

障がい者等が地域で安全・安心して暮らせるように、障がいに配慮した施設・道路の整備、情報アクセシビリティの推進による生活環境の整備・充実を図ります。

基本目標6 共生に向けた差別の解消と権利擁護の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現のため、障がい者（児）に対する差別や権利侵害の防止についての理解と周知を関係機関、事業者、地域住民に図り、障がい者（児）の権利擁護を推進します。

3-2 . 計画の体系

基本目標	6項目の目標	主な施策
支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進します 障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し差別もなく、	1.障がい者（児）の福祉サービス・相談・支援体制の充実	①相談体制の充実 ②在宅・施設・生活等のサービス等の充実 ③サービスの向上と人材の確保・育成
	2.きめ細やかな保健・医療・教育の連携	①障がいの早期発見・早期支援 ②精神保健・医療との連携 ③難病に関する施策の推進
	3.豊かな生活のための自立支援	①就労支援と雇用の促進 ②経済的自立の支援 ③障がい児の就学・放課後等の支援 ④スポーツ・文化活動を通じた生きがいつくりの推進
	4.地域で支える基盤づくり	①ボランティア活動の充実と地域での見守り活動 ②福祉教育の推進 （心のバリアフリー・障がいに対する理解） ③災害時における支援体制づくり
	5.安全・安心できる生活環境の整備	①公共施設等のバリアフリー ②交通・移動手段の支援 ③情報通信における情報アクセシビリティの向上 ④意思疎通の支援の充実
	6.共生に向けた差別の解消と権利擁護の推進	①障がい者虐待防止の推進 ②成年後見と権利擁護

第4章 主な施策と実施計画

4-1 障がい者（児）の福祉サービス・相談・支援体制の充実

（基本方針）

障がい者（児）が地域社会において安心して自立した生活を営むためには、相談支援事業所を中心に、地域で関係機関が連携して相談支援を行うことが重要です。障がい者（児）の意向を尊重し、障がいの種類や程度などに応じた支援をするため福祉サービスの充実と計画的利用ができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

【現状】

障がい者（児）が地域社会において安心して自立した生活を営むために、福祉健康センターすこやか内に設置されている「勝山市障害者生活支援センター」や相談支援事業所を中心に、地域で関係機関が連携して相談支援事業を行っています。近年の障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」の居住問題など、相談支援の複雑化、多様化に対応するため、国において、地域の中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制強化の取り組みを行うことなどを担う「基幹相談支援センター」や、緊急時に必要なサービスの相談や、緊急時の受け入れ・対応などの役割を担う「地域生活支援拠点」の設置が市町村に対する努力義務になりました。

障害者総合支援法では、障害福祉サービスの利用者は、サービス計画を作成しサービスの給付を受け、障がい者（児）が個々に、個人の特性・状況・ニーズに対応した多様なサービスを主体的に選択し、計画的に利用できるようになっています。

障がい児支援の提供体制については、障がい児の地域社会への参加を促進する体制を構築し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく、気がかりな子どもや発達障がいのある子ども、障がいのある子どもの支援を実施していきます。

乳幼児健診や各相談会等様々な機会を通して、気がかりな子どもや発達障がいのある子ども、障がいのある子どもの個別相談をするとともに、障害者生活支援センターなど関係機関と連携しながら、「ことばと育ちの教室」等適切な医療や療育機関へのつなぎを行っています。

さらに、「子育てファイルふくいっ子」を活用し、対象児童の特性を見極め、関係機関が連携しやすい支援をしています。

また、奥越特別支援学校の敷地内に設置された放課後等デイサービス「おくえつザウルス」では、放課後及び長期休業時の障がい児及びその保護者の支援をしています。利用料も無料にするなど障がいの有無に関係なく子育てしやすい環境が整備されています。

さらに、子育て相談窓口として、「子育て支援センター」や、市教育委員会こども課内の「こども家庭センター」では、障がい、虐待、生活困窮などさまざまな困難を抱える家庭への相談支援などを行っています。

近年、介護や医療にかかわる人材不足が深刻になっていますが、障害福祉サービスの提

供にかかる人材確保についても深刻で、「医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業実施要綱」により、新たに障害福祉サービス事業所に正職員として勤務することになった者に対する奨励金の交付や研修等の費用の助成制度などをさらに充実させ、人材確保と資質向上に努めていきます。

【課題】

- ・発達障がいのある人への相談支援体制の整備
- ・地域移行支援・地域定着支援の活用促進
- ・介護保険対象者における障害福祉サービスとの適切な役割分担
- ・相談支援専門員の人材確保と資質向上
- ・基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の整備と運営強化
- ・窓口における意思疎通支援と合理的配慮の定着
- ・外国籍住民に対する制度説明・相談支援体制の充実
- ・やさしい日本語・多言語・視覚支援などを活用した情報提供の推進

①相談支援体制の充実

【施策の方向性】

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、本人や家族の実情に応じた、適切かつ中立・公平な相談支援が実施できるよう、相談支援体制の強化を図ります。

特に、見えにくい障がいがある人、意思疎通に配慮が必要な人や外国籍住民など、多様な背景を持つ相談者への対応力を高めます。

また、地域の相談支援体制を支える「基幹相談支援センター」や、障がい者の重度化・高齢化、「親亡き後」、緊急時対応に備える「地域生活支援拠点」については、早期整備と円滑な運営が継続できるよう、関係機関と連携し体制づくりを進めます。

主な施策・事業	内 容
障害者相談支援事業 (障害者生活 支援センター)	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、福祉健康センターすこやか内に設置されている、「障害者生活支援センター」において、障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。
計画相談支援・障害児相談支援(サービス等利用計画作成)事業	利用者が必要とする福祉サービスを調整し、他の支援機関と連携し、サービスが適切に提供されているか継続的に支援します。そして、地域の他の福祉機関、医療機関などと連携し、地域全体で障がい者支援を充実させます。 また、障害福祉サービスを申請した障がい者(児)に対し、相談支援専門員がサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成することで、自立した生活を支援していきます。

主な施策・事業	内 容
地域相談支援 (地域移行支援・ 地域定着支援)	地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。 地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。 退院となる精神科病院からの事案が、これらのサービスを使っていけるようにしていきます。
たまり場 Cafe の設置 (運営)	障がいがある人たちの相談支援と同時に居場所づくり「たまり場 Cafe」を設置し運営していきます。
発達障がい者(児)への 相談体制	障害者生活支援センターと、福井県発達障がい児者支援センター「スクラム福井」が連携をとり、専門的な支援につなげます。
子育て相談窓口 (こども課)	こども課内の「こども家庭センター」で、子どもたちに関わる障がい、虐待、生活困窮などさまざまな困難を抱える家庭への相談支援を行っています。
障がい者相談窓口・相談員の 周知	障害者相談員も含めた各種相談窓口の紹介を市広報やホームページにて市民に広く周知し、相談しやすい環境を提供していきます。
医療、介護及び障害福祉人 材確保奨励金交付事業	新たに障害福祉サービス事業所に正職員として勤務することになった者に対する奨励金の交付等の助成により、人材確保と資質の向上に努めます。
奥越地区障害者自立支援協 議会の活用	障害福祉サービス事業者、雇用、教育、保健、医療、介護といった関連する分野の関係者で構成する同協議会において、3部会に分かれてケース検討や各種情報の共有を行っています。
地域包括支援センター等との 連携	介護保険が利用可能な障がい者等について、地域包括支援センター等との連携、調整を図り適切なサービスが提供されるよう努めます。
生活困窮者自立支援事業 困りごと支援センター 「らいと」の活用	勝山市社会福祉協議会にある困りごと支援センター「らいと」と「福井県ひきこもり地域支援センター」が連携し、ひきこもりの状態にある人、その家族から相談があった場合には、特性をふまえ、丁寧に支援していきます。

②在宅・施設・生活等のサービス等の充実

◎在宅サービスについて

【施策の方向性】

在宅で重度の障がい者等の介護や家事等の日常生活の援助の充実を図るとともに、移動に関する事業の推進に努め、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

主な施策・事業	内 容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、介助や外出時の移動の補助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護の必要の程度が非常に高いと認められる人は、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする障がいのある児童、又は、発達の気がかりな未就学児が通所により無料で療育を受けられます。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス （「おくえつザウルス」等）	就学中の障がいのある、又は、発達の気がかりな児童に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある、又は、発達の気がかりな児童が集団生活を営む保育園等（認定こども園・学校を含む）を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。
短期入所	家で介護を行う人が病気やレスパイトなどの場合に、短期間、施設へ入所できます。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。

主な施策・事業	内 容
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間において、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
日中一時支援事業	日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る支援をします。

◎福祉用具・機器の利用支援について

【施策の方向性】

障がい者（児）の日常生活の維持と利便性向上のため、補装具や日常生活用具の適切な給付を行い、生活の質と福祉の向上に努めます。病院の地域連携室や相談支援専門員等と連携し、当事者の特性や状況に応じた用具の選定と支給を行います。

主な施策・事業	内 容
補装具給付事業	身体障がい者（児）又は難病患者に日常生活上の不自由を補うための、義肢・装具・補聴器・車椅子等を給付します。ただし、自己負担額は原則Ⅰ割で、世帯の市民税課税状況により月額負担上限額の設定があります。身体状況及び障がいの進行に伴い、「借り受け」支給も可能です。
重度障害者日常生活用具給付等事業	障がい者等に対して用具の購入にかかる費用の一定額を支給します。自己負担額は原則Ⅰ割で、世帯の市民税課税状況により月額負担上限額の設定があります。 ・介護・訓練支援用具 （特殊寝台や特殊マットなど） ・自立生活支援用具 （入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など） ・在宅療養等支援用具 （電気式たん吸引器や盲人用体温計など） ・情報・意思疎通支援用具 （点字器や人工喉頭など） ・排泄管理支援用具 （ストーマ用装具など） ・住宅改修費居宅生活動作補助用具 （移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの） ・人工内耳用電池の給付

主な施策・事業	内 容
重度障害者紙おむつ支給事業	日常生活を営む上で必要と認められる重度の身体障がい者（児）、重度の知的障がい者（児）及び重度の精神障がい者（児）に紙おむつの購入助成を行います。

◎住まいのサービスについて

【施策の方向性】

入所施設を単なる「介護の場」ではなく、利用者の「住まいの場」として尊重する考え方を普及し、そこでの暮らしの質の向上を図ります。

また、地域での生活を希望する障がい者に対しては、社会生活力の育成支援や地域生活への移行支援を推進し、本人の意思を尊重した生活選択を支えるため、地域と連携し、安心して暮らせる仕組みを整備します。

主な施策・事業	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 また、「地域連携推進会議」等で地域の方の障がいに対する理解を求め、地域と連携して対応します。あわせて、「意思確認担当者」を配置し、障がい者本人の意思を十分確認できるような体制を整備します。
療養介護	医療的ケアを必要とする人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄、又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

③サービスの向上と人材の確保・育成

【施策の方向性】

障がい者等に関わる関係機関との連携と情報共有を通じて、地域全体での支援力の向上を図ります。

関係職員には、障がいのある人の特性理解、多様性への対応、合理的配慮の実践力を育む研修等の機会を提供し、資質向上を努めます。

また、障がい福祉分野の専門人材の確保・育成を中長期的な視点で推進します。

主な施策・事業	内 容
奥越地区障害者自立支援協議会の運営	障害福祉サービス事業者、雇用、教育、保健、医療、介護といった関連する分野の関係者で構成する同協議会において、「発達障害・教育部会」「生活・居住支援部会」「日中活動・就労支援部会」の3部会のほか、相談支援専門員による「相談支援連絡会」を設置し、研修会・ケース検討会・情報共有を図り、関係職員等によるサービス向上かつ人材育成の役割を果たしていきます。
職員等の有資格者の適正な配置	障害者生活支援センターや福祉課に社会福祉士・精神保健福祉士・社会福祉主事の配置に努めます。

4-2 きめ細やかな保健・医療・教育の連携

（基本方針）

障がい者等が身近な地域で必要な支援を受けられるように保健・医療・教育等の関係機関がきめ細やかに連携を図っていきます。

【現状】

地域で自立し豊かな生活ができるよう、障がいのある人のニーズを的確に把握し、個々の障がいの特性に応じた保健・福祉・教育が連携し、ライフステージを通じた一貫した支援体制づくりが必要です。

市では、母子保健施策として、妊産婦の保健指導と健康診査を実施するとともに、「1か月」「4か月」「9～10か月」「1歳6か月」「3歳」「5歳」児の各健診において障がいや気がかり児の早期発見・早期支援に努めています。

近年、気がかり児は、年々増加傾向にあります。勝山市は、子どもの支援として、種々の相談や乳幼児健診をとおして、「発達相談会」や「ことばと育ちの教室」等、適切な医療や療育機関へのつなぎを行っています。対象児や保護者等にとって各種機関が連携し情報共有を行っていくことが安心感につながっています。

保育園等・学校・相談支援事業所などにおいて「子育てファイルふくいっ子」の活用をして対象児童の特性を見極め、関係機関が連携しやすい支援をしていく必要があります。しかしながら、移行期における発達障がいなどの支援や配慮を必要とする児童・生徒の指導・支援の充実を図るためにも、更に、小・中・高校の学校間での支援の引き継ぎ体制の推進が必要です。

医療的ケアを必要とする障がい者（児）が安心して在宅での生活ができるよう、相談、受け入れできる体制づくりを関係機関と連携し行っています。

成人期に関しては、生活習慣病を発病、悪化させないために健康診査の受診推進や健康教室などを実施し、予防及び早期治療を推進しています。

また、ストレスチェックの実施や定期的な心の相談の実施により、精神疾患を早期に発見し、治療につなげていく活動を実施しています。

精神疾患が伴うと思われる人々や難病等の人々に関しても、家族や親族近隣の人々からの相談をうけて、保健師や相談支援専門員が家庭訪問を行い、医療やサービスにつなげるような活動をしています。

【課題】

- ・ライフステージを通じた一貫した支援体制の構築
- ・発達障がいのある児童・生徒への切れ目のない移行支援と「子育てファイルふくいっ子」の活用促進
- ・障がいのある子どもの家族等への支援（レスパイトサービス等）
- ・医療的ケア児に対する支援体制の充実
- ・精神疾患のある人への相談支援と医療との連携強化

- ・ひきこもり状態にある人に対する多様な背景をふまえた支援体制の整備と相談窓口の周知
- ・難病患者に対する障害福祉サービスの理解促進と利用支援の推進
- ・インクルーシブ教育の理念に基づいた共生教育の推進と環境整備
- ・外国にルーツを持つ障がい児やその家族に対する言語・文化的配慮と相談支援の体制整備

①障がいの早期発見・早期支援

【施策の方向性】

乳幼児健診の重要性について保護者へのわかりやすい啓発活動を行い、受診率 100%を目指します。健診の場で気がかりな子どもが確認された場合には、「のびのび発達相談会」や「ことばと育ちの教室」等を通じて、保護者と共に発達の特性を理解し、必要に応じて専門的な支援や医療機関との連携を図ります。

また、障がいの原因となりうる疾病等の適切な予防や対応と、早期発見、早期治療を図り、健康診査等の各種施策を推進します。

主な施策・事業	内 容
乳幼児健診・健康診査事業	乳幼児の健康診査及び保護者への適切な保健指導の実施に努めます。 特定健康診査や特定保健指導等を実施し、生活習慣病の予防に取り組みます。 (詳細は「健康増進計画」による)
のびのび発達相談会	小児科医、公認心理師、言語聴覚士による子どもの発達に関する相談を個別に行います。 発達の状況を踏まえて、専門機関への受診や「ことばと育ちの教室」等を勧めたり、家庭や保育園等での関わり方についてのアドバイスを行います。
ことばと育ちの教室	ことば等の発達に遅れがみられる未就学の児童に対して、福祉健康センターすこやか内の教室で公認心理師による指導及び訓練を行い、ことば等の発達を援助し、当該児童の健全な育成を図ります。健診や発達相談会で指導が必要と判断された児童、保育園・認定こども園・幼稚園から紹介された幼児が対象になります。
「子育てファイルふくいっ子」の活用	保育士・学校等その他、相談支援専門員による「子育てファイルふくいっ子」の記載を推進します。

主な施策・事業	内 容
発達障がい児（者）への相談体制	障害者生活支援センターと、福井県発達障がい児者支援センター「スクラム福井」が連携をとり、専門的な支援につなげます。
重度障がい児（者）医療費助成事業	保険診療として認められる医療全般を対象に、自己負担額の一部を助成することにより、適正な医療を給付し健康保持と経済的な負担の軽減を図ります。
自立支援医療 （更生医療、育成医療、 精神通院医療）	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減することで経済的な負担の軽減を図ります。
医療的ケア児（者）への支援	「福井県医療的ケア児者センター」や関係機関と連携し、医療的ケア児（者）が安心して在宅での生活ができるよう体制の整備を図ります。

②精神保健・医療との連携

【施策の方向性】

健診や自殺予防週間等の機会を活用してストレスチェックや心の健康に関する周知を行い、精神的困難を抱える人が早期に相談・医療につながる体制づくりを進めます。

相談機関に自らアクセスできないひきこもり状態にある人に対しては、相談支援専門員や保健師等が訪問や見守りを通じて関係性を築き、必要に応じて医療や福祉等の関係機関と連携して支援につなげます。

また、平成28年の自殺対策基本法改正を受けて策定した「勝山市自殺対策計画（令和2年）」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのないまち勝山」の実現をめざし、「生きることの包括的支援」の視点に立った施策を進めます。

自殺は個人の問題ではなく社会的課題として捉え、学校・医療・地域団体等との連携を強化し、地域全体で支え合うネットワークづくりを推進します。

主な施策・事業	内 容
心の相談事業	高齢者や介護者に、ストレスチェックやメンタルヘルスのパンフレットを配布し、自身の心の状態について意識し、適切なストレス対処ができるよう支援したり、保健師による個別相談や必要な時、医療機関につなげています。 また、心理カウンセラーによる月1回のストレス相談会を実施します。相談はオンラインでもできます。

主な施策・事業	内 容
市民への周知活動	自殺予防週間（9月10日～16日）にあわせて、市民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また、危険に気づいたときの対応方法等について周知活動をしていきます。（詳細は「自殺対策計画」による） また、市公式ホームページに依存症相談窓口等について掲載して周知しています。
こころの御守りの配布	相談窓口や無料ストレス相談会の周知のために、市役所窓口に設置したり、民生委員児童委員等を通じて配布します。 自身の心の状態について意識し、適切な相談窓口につながるようにしています。
障害者生活支援センターと関係機関の連携による訪問活動	地域や対象者自身による相談に応じ、障害者生活支援センター・市保健師・福井県奥越健康福祉センター等と連携し、家庭訪問を行い、ケースごとに適切な対応をしていきます。
生活困窮者自立支援事業 困りごと支援センター 「らいと」の活用	勝山市社会福祉協議会にある困りごと支援センター「らいと」と「福井県ひきこもり地域支援センター」が連携し、ひきこもりの状態にある方、その家族から相談があった場合には、特性をふまえ、丁寧に支援していきます。
ひきこもり相談窓口の周知	福祉課内に、ひきこもり相談窓口を設置し、相談に応じ、関係機関と連携し、支援をしていきます。その他の相談窓口の周知を行います。
自殺対策を支える人材の育成 （ゲートキーパー養成事業）	市民を対象に、悩みに気づき、声をかけ、相談機関につなぐことができる市民を増やすための研修を開催します。

③難病に関する施策の推進

【施策の方向性】

平成 25 年 4 月より、難病等のある人も障害福祉サービスの対象となり、対象疾患の拡大が図られています。今後も「難病のある人も必要な支援を受けられる」という制度の周知と制度利用の促進に取り組めます。

難病は疾患ごとの特性や症状が多岐にわたり、日常生活や就労、医療との関係性も個性が高いことから、相談支援や医療・生活支援機関との連携による、きめ細やかな支援体制を整備します。

また、周囲の理解を深める啓発にも努め、当事者の尊厳と自己選択を支える地域社会の形成を目指します。

主な施策・事業	内 容
障害福祉サービス利用への支援及び提供	障害福祉サービスを利用し、対象者の安定した療養生活や社会参加を支援します。 介護保険の対象者には、介護保険サービスの調整を行うなど、相談支援専門員等が対象者ごとに適切なサービスが受けられるよう支援します。 くらしのガイドブックかつやま（各家庭に常備・毎年更新）に難病患者の人も障害福祉サービスが利用できることを記載します。

4-3 豊かな生活のための自立支援

（基本方針）

障がい者（児）が地域で自立し豊かな生活ができるように、インクルーシブ教育の理念を念頭に、障がい児の就学、そして障がい者（児）の雇用・就業などの経済的自立を支援するとともに、障がい者（児）の文化芸術活動・スポーツ活動を通じた生きがいづくりを支援していきます。

【現状】

令和6年4月から障がい者の法定雇用率が、従業員数40人以上の事業所で2.5%に引き上げられ、法的側面からも障がい者の雇用を高める施策がすすめられています。

勝山市内には、就労支援A型事業所（雇用契約あり）が3か所、就労支援B型事業所（雇用契約なし）は5か所あります。奥越地区障害者自立支援協議会において、主に事業主に対して障がい者雇用を推進する活動もしています。

また、障がい者への経済的自立支援の一助として、障害者優先調達推進法に基づき計画的に市の事業の一部を委託したり、物品の購入をしたりするなど市役所全課において取り組んでいます。

更に、ひきこもりやニートといわれる就労の経験が少ない若者層に対して、時間をかけながら、居場所や交流の場を提供するとともに、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携を継続的に図って支援していくことも重要です。

障がい児の就学にあたり、学校・保育園・認定こども園等・相談支援事業所など各関係機関と連携し、また、インクルーシブ教育の一環として勝山市内小学校等においての福祉教育を通じて、子どものころから地域で暮らす仲間という意識を互いに持つ教育に努めています。

奥越特別支援学校の敷地内には放課後等デイサービス「おくえつザウルス」があり、障がい児の療育と見守りにあたっています。

【課題】

- ・発達障がいや精神疾患を含む障がいのある人への個別的な就労支援の充実
- ・就労経験が少ない若者（ひきこもり・ニート等）への居場所支援と社会参加への移行支援
- ・障がいのある人の文化・芸術・スポーツ活動への参加支援
- ・障がい者団体の活動促進と多様な余暇活動の場の提供
- ・学習障がいや発達特性など見えにくい障がいへの社会的理解の促進
- ・障がいのある子どもや家族への学び合い・交流の場の提供と孤立予防

①就労支援と雇用の促進

【施策の方向性】

障がいのある人が障がいのない人とともに働ける社会を目指し、就労移行支援、就労継続支援を活用しながら、経済的自立に向けた支援を進めます。

企業や関係機関（ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等）との連携を強化し、障がい者雇用に関する相談・援助、事業主への支援策の充実を図ります。

令和４年の障害者総合支援法改正により創設された「就労選択支援」にも対応し、令和７年１０月からは就労アセスメントを活用して、本人の希望・能力・適性に応じた働き方の選択を支援します。

ひきこもりやニートといわれる就労経験の少ない若者層や発達障がいのある人に対しては、本人の特性に配慮した「居場所」や「つながりの場」を整備し、段階的な社会参加・就労への移行を支援します。

主な施策・事業	内 容
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（Ａ型）	通常の事業所で働くことが困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供や生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（Ｂ型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援をします。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう就労アセスメントを利用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
地域活動支援センターへの支援	在宅の障がいのある人に対して、創意的活動や生産活動等を通して自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援していきます。
障害者生活支援センターと関係機関の連携による就労相談	障害者生活支援センターにおいて、就労を希望している人やニートなどに対し、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど関係機関を紹介し、就労に向けての支援をします。

主な施策・事業	内 容
交流の場づくり (たまり場 Cafe)の実施	若年層で精神疾患や発達障がい者、ひきこもりなどの事者同士が、誰でもいつでも来ることができる居場所づくり「たまり場 Cafe」での交流の提供をします。
事業主へ障がい者雇用の情報提供	奥越地区障害者自立支援協議会を活用し、事業主に対して障がい者雇用促進の情報を提供していきます。

②経済的自立の支援

【施策の方向性】

就労収入だけでなく、障がいの内容に応じた各種手当や障害年金などの公的制度の活用を促進するため、相談の場を設け、生活の基盤づくりを支援します。

また、市役所の業務委託や物品購入等を通じて、障がい者就労施設との優先的契約を推進し、工賃・賃金の向上や安定的な仕事の確保につなげていきます。

誰もが安心して働き、生活できる地域社会の実現を目指します。

主な施策・事業	内 容
障害者就労施設等からの物品等の調達 (障害者就労施設等への優先発注)	障害者優先調達推進法により、市においても調達額の目標を定め、それを達成・推進します。そのことで、障害者就労施設で就労する障がい者の自立の促進を図ります。
特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当の給付	在宅で重度の障がい者を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする重度障がい児(保護者)・特別障がい者に対して精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助として手当を支給し福祉の向上を図ります。
重症心身障害児(者)福祉手当	特別障害者手当及び障害児福祉手当並びに、各種年金に該当しない重度の身体障がい児(者)・知的障がい児(者)に給付し、福祉の向上を図ります。
障害年金等公的給付手続きの支援	障害者生活支援センターにて、年金等の相談にのり、年金申請窓口への紹介や申請を当事者と共に取り組みます。
税金等の免除に関する制度の周知	所得税・住民税・自動車取得税など各種税金等の免除に関することは、福祉課において、障害者手帳交付時に「福祉のしおり」にて制度の紹介をします。

主な施策・事業	内 容
生活福祉資金貸付制度の利用促進	障がい者世帯に対し、日常生活を送る上で、又は、自立生活に資するために、一時的に必要なと見込まれる費用の貸付について、社会福祉協議会が行う福祉資金貸付制度を周知します。

③障がい児の就学・放課後等の支援

【施策の方向性】

保育、就学、放課後等の各段階において、障がい児とその家族を切れ目なく支援できる体制を構築し、障がいの有無に関わらず子育てしやすい環境づくりを進めます。また、子どもたちが多様な価値観や障がいについて理解を深め、互いに尊重しあえるよう、インクルーシブ教育の理念を踏まえた教育・体験機会を推進します。

主な施策・事業	内 容
障害児・ふれあい保育推進事業	重度又は中軽度の障がい児の保育園・認定こども園での受け入れを推進していきます。
幼児教育・保育支援事業	保育カウンセラーを各園に派遣し、気がかり児の対応について保育士等へ指導を行い資質の向上の支援をします。
教育支援委員会の開催	特別支援学校に就学することが望ましい児童・生徒について教育支援委員会を開催し（市教育委員会の判断により）特別の事情があると認められた場合は、小・中学校に就学できるように図っていきます。
放課後児童クラブ等の利用	障がい児が通学する校区内の放課後児童クラブ（児童センター）において関係機関と連携し、情報共有したうえで、可能な限り障がい児の受け入れを行っています。
放課後等デイサービス（おくえつザウルス等）	就学中の障がいのある、又は、発達の気がかりな児童に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
障害児放課後等支援事業	障がい児の放課後や学校の休業日の活動の場の確保、日常生活の基本的な動作の指導、生活能力の向上のための訓練及び社会との交流の促進など必要な支援を行います。 この事業により「おくえつザウルス」は、利用者負担無料で利用できます。

主な施策・事業	内 容
奥越特別支援学校と勝山市内小学校等との交流	奥越特別支援学校に在籍する児童とその児童の居住地の小学校等との交流の支援を行います。

④スポーツ・文化活動を通じた生きがいづくりの推進

【施策の方向性】

障がいのある人の社会参加と生きがいづくりを支えるため、スポーツや文化活動の普及に取り組み、市民理解の促進と活動機会の提供を行います。

全国障害者スポーツ大会等への参加を希望する人への支援を継続するとともに、誰もが気軽に参加できる地域イベントや体験活動の情報を積極的に発信します。

また、ひきこもり状態にある人や社会参加に不安のある人に対しては、障害者生活支援センターや「らいと」等の相談機関と連携し、たまり場 Cafe などの居場所支援を通じて段階的な参加の機会を広げていきます。

主な施策・事業	内 容
福井県障がい者スポーツ大会への参加	「しあわせ福井スポーツ協会」へ入会し、多くの障がい者が大会に参加し、選手を全国大会へ派遣できるように支援します。同協会開催の障がい者スポーツ指導員の養成を支援します。
福井県ハートフル文化祭への参加	障がいのある人が制作した絵画、書道、手工芸品の展示や合唱や楽器の演奏をする場を設け、障がいのある人の個性と才能を発揮する機会への参加を推進していきます。
全国障害者スポーツ大会への参加	全国障害者スポーツ大会などへの出場を目指す人への支援をします。
社会参加促進事業	障がいのある方や支援者等に対し、障がい者自身のスキルアップと社会参加への促進を図ります。 (スポーツ教室、IT 講座、料理教室など) また、家族へは、障がいの理解や対応方法を学ぶ機会の提供を行います。
交流の場づくり (たまり場 Cafe)の実施	若年層で精神疾患や発達障がい者、ひきこもりなどの当事者同士が、誰でもいつでも来ることができる居場所づくり「たまり場 Cafe」での交流の提供をします。
障がい者団体への支援	障がい者団体・家族会の活動に対し補助金を支給し、育成支援をします。
障がい児の保護者への支援	発達障がい児等の家族に対し、勉強会の場を提供し仲間づくりの支援をします。

主な施策・事業	内 容
保養施設等の利用料金助成	勝山市内にある保養施設及び公衆浴場の利用料の一部助成を行い、障がい者（児）の健康保持・体力増進・憩いの場の提供を行います。

4-4 地域で支える基盤づくり

（基本指針）

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいに対する正しい認識を広めるための福祉教育や学習活動、啓発活動を充実するとともに、ボランティアの育成と活動の充実及び地域における支援体制づくり、そして、自主防災組織を中心とした、災害時における避難行動要支援者に対する取り組みを推進します。

【現状】

障害者差別解消法は、障がい者に対する差別を解消し、社会参加を促進するため、行政機関や事業者に対して合理的配慮を提供するよう義務付けています。障がい者に対する合理的配慮は、障がいのある人々が平等に社会に参加できるようにする重要な手段です。学校や職場、公共の場において、障がい者が不利益を被らないようにするためには、個別のニーズに応じて対応するとともに、過度の負担がかからないような配慮が必要です。

福祉教育推進事業では、子どもたちが障がいについて正しく理解できるよう学習・体験活動を実践しています。民生委員児童委員、地区社会福祉協議会役員、ケアマネージャーを対象とした障がいに関する学習会を通じて、地域における心のバリアフリーについての理解を深めています。

また、ボランティア団体の育成・支援事業として、点訳ボランティアは市広報の点訳作業等の活動を通じて、手話講習会の受講修了者は手話サークルなどに参画して、技術の習得に努めています。今後は、手話講習会の受講者が次のステップとして手話奉仕員や手話通訳者を目指し、継続して技量を向上できるよう支援することが重要です。

また、すこやかフェスタなど障がい者の人々が参加する行事において、ボランティアの参加を呼び掛けています。

平成20年度から、各地区、自主防災組織が市と協力して「災害時避難行動要支援者制度」において個別避難計画を作成してきました。個別避難計画を活用し、障がいのある人に確実に情報を伝達し、迅速に避難するための方法について、各区・自主防災組織において検討するとともに、避難所での生活において、適切な支援ができるための体制づくりが必要です。

障がいがある人に対し、日ごろから災害発生時の対応について意識してもらうよう市で作成した「災害対応の手引き」を活用できるよう周知する必要があります。

【課題】

- ・手話奉仕員・手話通訳者などの意思疎通支援人材の育成・確保
- ・ボランティア育成と活動支援
- ・心のバリアフリーに対する市民の理解促進
- ・災害時要支援者の個別避難計画策定に向けた取り組み支援
- ・福祉教育・体験活動を通じた障がい理解の促進と共生意識の醸成
- ・市民への分かりやすい情報発信（やさしい日本語・翻訳・ピクトグラム等）の推進

①ボランティア活動の充実と地域での見守り活動

【施策の方向性】

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域共生社会の実現を目指すため、地域住民による支え合い活動の活性化を図ります。

民生委員・児童委員をはじめとする地域の担い手やボランティアと連携し、高齢者や障がい者等への見守りや日常的な支援活動の推進を支援します。

また、手話通訳者、要約筆記者など、専門的な技術を有する意思疎通支援人材の育成・確保に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

主な施策・事業	内 容
手話奉仕員・要約筆記者 養成・点訳者の育成事業	手話奉仕員や要約筆記者、点訳者の養成研修を行うことにより、聴覚・視覚障がい者等の交流活動を促進し福祉の増進を支援します。
ボランティア団体の育成と 若い世代の活動の支援	点訳・朗読ボランティアには、市広報などの点訳等を通じ、資質向上の場を提供し、障がい者への情報の提供を図ります。 手話奉仕員等がサークル活動を通じて技術の習得と経験を積んでもらえるように、ボランティアセンターを活用し、社会福祉協議会等主催の会議や大会等に手話奉仕員として参加できるような機会を提供してきます。 また、若い世代が参加しやすいような環境づくりに努めます。
民生委員児童委員との連携	民生委員児童委員と連携し、障がいへの理解に努め、地域で支援が必要な人々の情報収集と支援の窓口へつながるように民生委員児童委員等の支援を図ります。

②福祉教育の推進（心のバリアフリー・障がいに対する理解）

【施策の方向性】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいに対する理解と尊重を育む福祉教育を推進します。

特に次世代を担う子どもたちに対しては、学校教育の中での体験的学習や地域の障がい者との交流機会を通じて、心のバリアフリーを育てることを目指します。

勝山市社会福祉協議会、各学校、障がい者団体など関係機関と連携し、実効性のある教育・啓発プログラムを充実させていきます。

主な施策・事業	内 容
福祉体験講座などの開催	勝山市社会福祉協議会が市内の全小中学校及び高等学校に対して、「福祉教育推進事業」を行い、年間を通じて、地域の一員であることを感じてもらえるよう、取り組んでいきます。福祉教育指導員やゲストティーチャーを派遣し、小中学生の頃から福祉への理解を図ります。
行事の学生ボランティアの参画	県障がい者スポーツ大会・すこやかフェスタなど、障がい者が参加する行事において学生に対しボランティアとして参加を呼びかけ、福祉の理解の場を提供していきます。
情報提供の方法の多様化に伴う配慮	必要とする方々に点字広報や音の広報を提供しており、引き続き、継続できるように支援します。 また、市主催イベントの式典などで、「手話通訳」や「ライブ字幕モニター」を提供し、聴覚障がい者のみならず耳の聞こえにくい高齢者の参加しやすい環境を整えます。 また、過度の負担にならない範囲で特別なサポートを提供していきます。
障がい者理解の促進	障害者週間（12月3日～9日）や手話の日（9月23日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）に合わせて、啓発活動やライトアップキャンペーン等を行うことで、障がい者理解の促進に努めます。

③災害時における支援体制づくり

【施策の方向性】

災害時において、避難に支援を必要とする重度の障がい者等が、地域の支援を受けながら安全に避難できる体制を構築します。

障がい当事者、地域住民、自主防災組織が共に理解を深め、災害に備える取り組み（個別避難計画の作成や避難訓練等）を推進します。

また、自助・共助の視点を大切にしながら、避難支援に必要な情報の共有や、視覚・聴覚に配慮した伝達手段（多様なメディア、ピクトグラム、やさしい日本語等）の普及を図ります。

主な施策・事業	内 容
災害時避難行動要支援者登録制度の推進	災害時に自力で避難が困難な障がいのある人などの避難に関し、勝山市地域防災計画に規定されている人々を「避難行動要支援者」として名簿に登録し、かつ同意を得られた障がい者（児）に関して、個別避難計画が作成できるように、登録・同意を図ります。また、各地区や自主防災組織において、地域の実情に応じた支援を推進していきます。

主な施策・事業	内 容
救急医療情報キット配布事業	障がい者のみの世帯や高齢者と障がい者のみが同居する世帯に対し、緊急時の医療情報を迅速に伝えるため、民生委員児童委員等を通じて救急医療情報キットを無料配布し、見守りを支援します。
Eメール及びFAX等による緊急通報受信の登録の推進 (メール119、FAX119、NET119)	耳や言葉の不自由な人の緊急通報受信対策として、Eメール及びFAX、スマートフォンアプリ等による緊急通報の受信ができるよう、登録の推進をします。
防災情報音声配信サービスの登録の推進	勝山市が発令する「防災情報」を音声に変換し、登録した「固定電話」や「スマートフォン」に「防災情報」を一斉配信するサービスの利用登録の推進をします。
「災害対応の手引き」の活用	災害時に、在宅で生活をしている障がいのある人や家族、支援者に対し、日ごろの備えや避難所での生活についての情報を提供し、避難体制を推進していきます。

4-5 安全・安心できる生活環境の整備

（基本指針）

障がい者等が地域で安全・安心して暮らせるように、障がいに配慮した施設・道路の整備、情報アクセシビリティの推進による生活環境の整備・充実を図ります。

【現状】

障害者差別解消法（2016年施行）は、障がい者に対する差別を解消し、社会参加を促進するため、行政機関や事業者に対して合理的配慮を提供するよう義務付けています。これは、障がいのある人々が平等に社会に参加できるようにするための配慮で、主に、障がい者の特性やニーズを考慮し、社会的・職業的な環境を調整することで、障がい者が他の人々と同じように生活や働く機会を得られるようにすることを目指しています。学校や職場、公共の場において、障がい者が不利益を被らないようにするためには、個別のニーズに応じた配慮が必要ですが、一方で、配慮の実施には限界もあり、過度の負担がかからない範囲で行われるべきです。

また、誰もが安心して生活できる住みよいまちづくりを進めていくためには、障がい者や高齢者等の利用方法や移動手段を考慮しながら、あらゆる人々が利用することを想定した整備体制づくりの必要があります。市では「みんなにやさしいまちづくり整備の手引き」を参考に施設整備や道路工事の際は、段差の解消・歩道の幅の拡張・点字ブロックの設置など、障害に配慮した生活環境の整備に努めています。

また、福祉健康センターすこやかや教育会館、勝山市立図書館、福井県立恐竜博物館にオストメイトトイレが設置済みであり、公共施設においても普及に努めています。

課題として、勝山市内の公共施設や量販店には、障がい者等用の駐車場「ハートフル専用パーキング」の設置は進んでいるものの、利用証を持たない人が駐車しているなど、利用したいときに駐車できないといった声があります。制度や設備を整備しても利用する人同士の節度ある利用や障がいへの理解が必要です。

市では、市内バスやタクシーの利用料の無料又は、一部助成を行うとともに、福井勝山総合病院など主要医療機関を経由する交通体制をとっていますが、すべての医療機関や市民一人ひとりの事情にあったダイヤ設定の難しさを感じています。令和5年1月から一部地域でフルデマンドバスを導入するなど個々の事情にあわせて利用しやすい環境の提供に努めています。

市は、平成30年6月に「勝山市障害のある人との意思疎通のための手段を理解促進する条例」を、令和5年12月には「手話言語条例」を制定し、障がいの特性に応じた意思疎通のための手段についての理解と、言語その他の意思疎通のための手段が利用しやすい地域社会の実現を目指しています。市や市民等の役割を明らかにしていくために、制度の周知と事業の展開が必要です。

手話奉仕員や手話通訳者の派遣に際しては、利用者（聴覚障がい者等）一人ひとりの事情にあわせて実施しています。

【課題】

- ・公共・民間施設におけるユニバーサルデザインの整備と周知
- ・ハートフルパーキング等の適正利用と障がい者マークの普及啓発
- ・福祉有償運送等を含めた移動手段の確保と利用しやすい交通環境の整備
- ・意思疎通支援に関わる人材の育成・確保・活用
- ・「勝山市障害のある人との意思疎通のための手段を理解促進する条例」「手話言語条例」の周知と具体的施策の展開
- ・情報バリアフリーの推進（文字・音声・翻訳・視覚表現等）
- ・音声端末や表示支援機器を活用した窓口での合理的配慮の実践

①公共施設等のバリアフリー

【施策の方向性】

公共施設のほか、店舗や事業所等の民間施設においても、「福井県福祉のまちづくり条例」や「みんなにやさしいまちづくり整備の手引き」、及び「バリアフリー法」に基づき、利用者の多様なニーズに配慮した整備を推進します。

高齢者や障がいのある人、妊産婦、外国籍住民など誰もが安心して移動・利用できるユニバーサルデザインの考え方を基本に、ハード面だけでなくソフト面の整備（案内表示、職員対応等）にも取り組みます。

また、障がいのある人が在宅で安心して暮らせるよう、障がいの特性に応じた住宅改造への支援も引き続き実施します。

主な施策・事業	内 容
公共施設等のバリアフリー化の推進	福井県が作成した「みんなにやさしいまちづくり整備の手引き」を活用して施設の整備等に努めます。
バリアフリー表示証制度の普及推進	勝山市内の公共・民間施設において施設のバリアフリー状況をわかりやすく表示する制度の普及に努めます。
ハートフル専用パーキングの周知	福祉課の窓口において、一定の障がい者等に対してハートフル専用パーキング利用証の利用を周知します。また、利用のマナーについての注意喚起を図ります。
重度身体障害者住宅改造費助成事業	在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい障がいとなっている段差の解消等の改造をするときに、その費用の一部を助成します。

②交通・移動手段の支援

【施策の方向性】

障がいのある人の移動手段、外出手段の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

主な施策・事業	内 容
市内バス利用料の割引	障害者手帳の所持者に対し、勝山市内の路線バスを利用する際に料金の一部を割引又は、無料にします。交通手段を確保し外出機会の増加と社会参加の促進を図ります。
福祉タクシー利用料金助成事業	重度の障がい者に対し、タクシーの初乗り料金をチケット制にして助成し、外出の支援をします。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を支援します。
身体障がい者自動車改造等助成事業	重度身体障がい者（児）が就労等に伴い、自動車を利用する場合又は自動車運転免許を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用及び自動車運転免許の取得に要する費用の支援をします。
福祉有償運送運営の検討	自家用有償旅客運送の登録等の申請があった場合に、速やかに市内の福祉有償運送について検討し、障がい者等市民の便宜が図れるようにします。

③情報通信における情報アクセシビリティの向上

【施策の方向性】

障がいの有無や年齢にかかわらず、すべての人が必要な情報を適切な手段で受け取ることができるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

特に、災害・緊急時における音声や文字、視覚的表示（ピクトグラム等）、多言語・やさしい日本語による情報提供の仕組みを強化します。

平常時においても、ホームページや広報物の読み上げ対応など、ICTを活用したアクセシブルな情報発信を進めます。

主な施策・事業	内 容
Eメール及びFAX等による緊急通報受信の登録の推進 (メール119、FAX119、NET119) (再掲)	耳や言葉の不自由な人の緊急通報受信対策として、Eメール及びFAX、スマートフォンアプリ等による緊急通報の受信ができるよう、登録の推進をします。
防災情報音声配信サービスの登録の推進 (再掲)	勝山市が発令する「防災情報」を音声に変換し、登録した「固定電話」や「スマートフォン」に「防災情報」を一斉配信するサービスの利用登録の推進をします。

主な施策・事業	内 容
障がい者も利用しやすい市のホームページの運営	視覚に障がいのある人が、表示される文字の大きさや背景色と文字色の組み合わせが変更できるほか、音声ブラウザ利用者向けに読み上げを考慮したページを構成とするなど、障がい者に配慮したホームページを運営します。
視覚障がい者等の読書環境の整備の推進 (読書バリアフリー)	点訳ボランティアグループによる「広報かつやま」「勝山の歴史」の点訳を継続して実施しています。市立図書館には、絵本や料理に関する点字図書、拡大写本、視覚や聴覚に障がいがある人のためのデージー図書、音声と文字と挿絵を同時に視聴できるデジタル録音図書などを配備しています。
パンフレット等への音声コードの貼付	視覚に障がいのある人への情報提供として、音声コードを貼付し、内容が分かるよう対応していきます。
市主催イベント等でのICT機器を活用した支援	市主催イベントの式典などで、「手話通訳」や「ライブ字幕モニター」を提供し、聴覚障がい者のみならず耳の聞こえにくい高齢者の参加しやすい環境を整えます。 また、過度の負担にならない範囲で特別なサポートを提供していきます。

④意思疎通の支援の充実

【施策の方向性】

意思疎通（コミュニケーション）の手段の確保は、障がいのある人が自分の意思を表現し、地域で主体的に暮らすための基本です。

手話、要約筆記、点字、音声支援、翻訳アプリ、コミュニケーションボード等、多様な手段についての理解を深め、誰もが必要な支援を受けやすい仕組みを整備します。

また、「手話言語条例」「障害のある人との意思疎通の手段を理解促進する条例」に基づき、行政・医療・教育・交通などの場面で合理的配慮が実現されるよう、人材育成と活用体制を強化します。

主な施策・事業	内 容
意思疎通の支援にかかる人材等の育成・確保・活用	日常生活における円滑な意思の疎通手段を確保するため、障がい者のニーズに対応する手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、点訳奉仕員等の人材の育成を行うとともに、手話通訳者等の確保・派遣体制を充実します。

4-6 共生に向けた差別の解消と権利擁護の推進

（基本指針）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現のため、障がい者（児）に対する差別や権利侵害の防止についての理解と周知を関係機関、事業者、地域住民に図り、障がい者（児）の権利擁護を推進します。

【現状】

福祉課内に、障害者虐待防止センターを設置し、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係者によるケース検討会の実施、立ち入り調査などを行っています。現在、障害者支援施設と「障害者緊急短期入所事業」の契約をしています。

また、高齢者等虐待防止ネットワーク会議や奥越地区障害者自立支援協議会を活用した、関係者との情報共有や事例検討を行い、障がい者虐待の未然防止に努めています。

令和5年度実施した住民意識調査では、成年後見制度の内容について理解している人は多くみられませんでした。障がい者の高齢化も進んでいることから、契約などの判断に不安がある人に対して地域で自立した生活ができるよう、相談窓口の周知や研修会の開催、市民後見人養成講座への参加、また日常生活自立支援事業と合わせて、障がい者の権利擁護のために制度のさらなる理解・周知が必要です。

勝山市社会福祉協議会内の成年後見サポートセンター「ささえ愛」において、成年後見制度の相談や市民後見人の支援を行っています。また、日常生活自立支援事業と合わせて、障がい者の権利擁護ができるように制度の推進を図っています。

令和4年6月、勝山市、福井市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の7市町で構成するふくい嶺北圏で共同設置した「ふくい嶺北成年後見センター」（福井フェニックスプラザ内）において、専門家による相談、制度等の普及啓発、市民後見人の養成講座などを行い、制度の利用促進を図っていきます。

障害者差別解消法は、障がい者に対する差別を解消し、社会参加を促進するため、行政機関や事業者に対して合理的配慮を提供するよう義務付けています。

「障がい者に対する合理的配慮」は、障がいを持つ人々が平等に社会に参加できるようにする重要な手段です。学校や職場、公共の場において、障がい者が不利益を被らないようにするためには、個別のニーズに応じた配慮が必要で、社会全体での理解と協力を必要とします。認識不足や個別対応の難しさ、経済的負担など多くの課題解決のため、事業者や市民の意識改革や障がい者自身が求める支援を声に出して伝えることができるような環境作りを進めます。

そのような中で勝山市では、「勝山市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を作成し対応にあたっています。また、民間事業者における相談や事例の対応

などにもあたっています。

奥越地区障害者自立支援協議会においても、生活面での課題について検討しています。

【課題】

- ・障害者虐待防止法に基づく通報体制の整備と相談窓口の周知
- ・成年後見制度の普及と市民後見人の育成支援
- ・障害者差別解消法の周知と合理的配慮の実践促進（市民・事業者・職員向け）
- ・精神障がい・発達障がい・学習障がいなど見えにくい障がいへの理解促進
- ・LGBTQ+など制度の狭間にいる人への尊重と支援の在り方

①障がい者虐待防止の推進

【施策の方向性】

「障害者虐待防止法」及び勝山市障害者虐待防止センターの周知を図り、市民、家族、施設職員、雇用者など、あらゆる立場の人が虐待を未然に防ぐ意識と知識を持てるよう啓発を行い、虐待の早期発見と対応につなげます。

特に、精神障がいや発達障がい、学習障がいなど、周囲から気づかれにくい特性を持つ人々への理解促進に努めます。

また、高齢者分野での事例も参考に、行政・福祉・医療・教育・地域等の関係機関が連携し、通報・相談体制と支援対応の迅速化・質の向上を図ります。

主な施策・事業	内 容
障害者虐待防止センターの設置	福祉課内に「障害者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待の通報先、そして障がい者虐待に関する事項の周知を図ります。
高齢者等虐待防止 ネットワーク会議の設置	高齢者虐待と各種関係者との連携を図る会議の運営に努めます。
障害者緊急短期入所事業	虐待又はそのおそれがあるなどの事由により緊急に保護を必要とする人に対し、一時避難させ保護を図ります。

②成年後見と権利擁護

【施策の方向性】

判断能力の低下などにより契約や意思決定に支援が必要な障がい者等の権利を守るため、成年後見制度の普及と活用を促進します。

本人の意思を尊重し、適切な支援が受けられるよう、「成年後見サポートセンター」や「ふくい嶺北成年後見センター」と連携しながら、当事者本人とその家族・支援者に対する制度理解の促進を進めます。

あわせて、日常生活自立支援事業や市民後見人の育成等を通じて、身近な相談体制と地域で支える仕組みを強化します。

また、LGBTQ+当事者や制度のはざまに置かれやすい人々も含め、多様な背景に配慮した権利擁護のあり方を検討し、誰もが尊厳を持って暮らせる地域社会の実現を目指します。

主な施策・事業	内 容
成年後見サポートセンター「ささえ愛」の活用	勝山市社会福祉協議会内の成年後見サポートセンター「ささえ愛」において、成年後見人制度の相談や市民後見人の講座の実施、また、日常生活自立支援事業と合わせて、障がい者（児）の権利擁護ができるように制度の推進を図ります。
日常生活自立支援事業	
成年後見制度利用支援事業	身近な一時相談窓口として、成年後見制度の利用が有効であると認められる障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援します。 また、成年後見サポートセンター「ささえ愛」や専門的な相談等、二次相談窓口となる「ふくい嶺北成年後見センター」との連携を図ります。 そして、「ふくい嶺北成年後見センター」や構成市町と連携し、制度への理解を図るため、普及活動を行います。
障害者差別解消法の対応	関係職員の研修を行い、障がいへの理解を深めます。 また、行政機関等の関係機関や、事業者にも同法の取り組みを促進するよう周知を図るとともに、市民へ同法の周知と理解を図っていきます。
選挙等における配慮	障がいに応じて投票所のバリアフリー化や点字投票、郵便投票制度の周知を図ります。
障がい者理解の促進 (再掲)	障害者週間(12月3日～9日)や手話の日(9月23日)、発達障害啓発週間(4月2日～8日)に合わせて、啓発活動やライトアップキャンペーン等を行うことで、障がい者理解の促進に努めます。

用語説明

あ 行

□ アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でもさまざまな製品、サービスを支障なく利用できること

□ アスペルガー症候群

言葉の発達や知的発達の遅れは伴わないが、社会性の障がいや、こだわりの強さ等といった自閉症の特徴を備えた状態

□ 意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービス

□ 医療的ケア児

人工的呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要す状態にある障がい児

□ インクルーシブ教育

障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育

□ LGBTQ

L(レズビアン)・G(ゲイ)・B(バイセクシュアル)・T(トランスジェンダー)・Q(クエスチョニングまたはクィア)の頭文字と、「+ (プラス)」(それらに当てはまらない多様な性)を組み合わせたもので、多様な性のあり方を表す言葉として日本のみならず世界各国で広く使われている

□ オストメイトトイレ

腹部に人工肛門や人工ぼうこうを造設した人が装着している袋に溜まった排泄物を流したり、腹部を洗浄したりする設備を備えたトイレ

□ 音声コード

紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変換した二次元コード。スマートフォンやタブレット端末、専用の読み取り装置などで読み取ることで、記録された文字情報が音声で読み上げられる

か 行

□ 学習障害

[Learning Disorders, Learning Disabilities = LD] 知的発達に大きな遅れはないが、読み書きや計算など、ある特定分野で困難を伴う障がいのこと

□ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人

□ 高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管障がいの後遺症として、記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がい等が生じること

□ 心のバリアフリー

さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

□ 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取

り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている

さ 行

□ 手話言語条例

すべての市民が手話は言語であるとの認識を共有し、円滑な意思疎通に基づき共に支え合う社会を実現するため、勝山市が令和6年4月に施行した条例

□ 手話通訳者

手話奉仕員の資格のある人で、全国統一試験に合格し、都道府県知事が認定した人。音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳すること

□ 手話奉仕員

手話奉仕員養成講座を修了し、福祉事務所長が認定した人のこと

□ 障害就業・生活支援センター

障がいがあるため、就職や職場への定着が困難である人や就職経験のない人を対象として、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、職業生活における自立を図るために必要な支援を行う機関

□ 情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

□ 成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人、または認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力のじゅうぶんでない人に、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすること

などにより保護する制度。従来の禁治産、準禁治産の制度に代わるもの

た 行

□ 注意欠陥／多動性障害

〔Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder = AD/HD〕不注意（集中力がない）、多動性（じっとしてられない）、衝動性（順番を待てない）の3つの要素が見られる障がい

□ デマンドバス

〔Demand Responsive Transport〕

利用者の予約に応じて運行する時刻や経路が変わる交通機関。路線バスとタクシーの中間的な位置にある

□ 特別支援学級

平成19年の学校教育法の一部改正により「特殊学級」から名称変更されたもの。学校教育法第80条の規定により小・中学校等に設置される学級で、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴の児童・生徒を対象としている

な 行

□ ノーマライゼーション

障がいの有無に関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方

は 行

□ 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類

する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの

□ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる

□ ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続いている状態（他者と交わらない形で外出も含む）

□ ピアカウンセリング

障がいという共通点をもつ人同士が、対等な仲間として相談相手等と助け合う方法

□ ピクトグラム

言語に依らず、誰でも理解できる簡略化された図記号（絵文字や絵画）のこと

□ PDCAサイクル

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものでそれぞれの頭文字PDCAを取ったもの

□ 法定雇用率

障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率ともいう）

や 行

□ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

□ 要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する

ら 行

□ レスパイトサービス

障がい児（者）をもつ親・家族を一時的に一定の期間、その障がいのある人の介護から開放することにより、日頃の心身の疲れを回復するためのサービスや支援